

令和4年第1回定例会
五ヶ瀬町議会会議録

開 会 令和 4年 3月 2日

閉 会 令和 4年 3月18日

五 ヶ 瀬 町 議 会

1 目 目

令和4年第1回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)
令和4年3月2日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定について
- 日程第 3. 諸般の報告
- 日程第 4. 行政報告
- 日程第 5. 報告第1号
専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(専決第2号))
- 日程第 6. 議案第1号
五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7. 議案第2号
五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について
- 日程第 8. 議案第3号
五ヶ瀬町長等の給与に関する条例及び五ヶ瀬町教育長の給与に関
する条例の一部改正について
- 日程第 9. 議案第4号
五ヶ瀬町職員の給与に関する条例及び五ヶ瀬町一般職の任期付職
員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第10. 議案第5号
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11. 議案第6号
五ヶ瀬町共生型福祉施設の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第12. 議案第7号
令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第13. 議案第8号
令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)に
ついて
- 日程第14. 議案第9号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)に
ついて
- 日程第15. 議案第10号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)
について
- 日程第16. 議案第11号
令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算(第4号)につい
て
- 日程第17. 議案第12号
令和4年度五ヶ瀬町一般会計予算について
- 日程第18. 議案第13号
令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第19. 議案第14号
令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第 20. 議案第 15 号
令和 4 年五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 21. 議案第 16 号
令和 4 年五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 22. 議案第 17 号
令和 4 年五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計について
- 日程第 23. 議案第 18 号
令和 4 年五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について
- 日程第 24. 議案第 19 号
鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 25. 議案第 20 号
町道の認定及び廃止について

○ 出席議員（9名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	8 番 秋本 良一 議員
9 番 甲斐 政國 議員	

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
会 計 室 長	垣内 広好	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病 院 事 務 長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書 記	那須 香織
--------	-------	-----	-------

午前10時00分開会

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから令和4年第1回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

御報告します。本定例会において、タブレット端末の議場内使用を許可します。

次に、本日の会議に、事前に申請許可を受けたものに関し、取材及び場内写真撮影を許可します。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、綾健一議員、8番、秋本良一議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの17日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動報告については、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、令和3年12月から令和4年2月までの例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書の写しのとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

それでは、私のほうから、令和4年第1回五ヶ瀬町議会定例会開会に当たりまして、昨年

1 2月定例会以降の行政経過について御報告を申し上げます。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症の第6波の本町への影響についてでございます。

県内においても年明け以降、新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大し、1週間に一度の頻度で知事と市町村長との意見交換会、ウェブ会議が開催され、県内で統一した感染防止対策等を取ってまいりました。その間、1月13日には感染拡大緊急警報が発令されましたが、感染拡大には収まらず、1月21日に国からのまん延防止重点措置の指定を受け、宮崎市、都城市等が重点措置区域に指定され、1月25日には県内全市町村が重点措置区域に指定されることになり、飲食店をはじめ町民の皆様には様々な行動要請をお願いし、御協力を頂いたところで。

ただ、オミクロン株の感染力はすさまじく、町内での学校施設でのクラスターも発生し、町内の教育・保育施設では、やむを得ず臨時休校や休園措置を取るなど、保護者並びに関係者の皆さんには大変な御迷惑と御心配をおかけしているところでもございます。

ちなみに、宮崎県が公表しております、昨日までの五ヶ瀬町からの感染者数は26名となっております。感染のピークは全国的に過ぎたような状況とはなっていますが、気を緩めず、引き続き日常生活や仕事など、あらゆる場面において感染対策の徹底を図っていく考えであります。また、併せて国が進めております第3回目のワクチン接種についても計画的に進めてまいります。

続いて、五ヶ瀬ハイランドスキー場の今シーズンの運営状況について御報告申し上げます。

昨年12月24日の2022シーズンスタート以来、先月末2月28日時点で対前年比132.0%の2万1,140人となっております。そして、2月20日には、昨シーズンの総入場者数1万6,463人を超えたところで。

今シーズンは、天候並びに雪質にも恵まれ、順調な入場者数の推移で動いておりましたが、先ほども述べましたとおり、1月の25日以降、宮崎県及び他県の新型コロナウイルス感染症まん延防止措置発令後、予約頂いておりました47団体、約2,000人のキャンセルがあり、今シーズンも昨年同様、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ている状況にあります。ただし、学割効果や北京冬季オリンピックの波及効果もあり、2月7日以降、2月28日までの平日の平均入場者数が308人、休日平均600人と増加傾向となっております。

そして、今シーズンは晴れの日が25日、曇りの日が26日、雪または小雪の日が13日、雨の日が2日、平均気温氷点下4度と天候に恵まれました。

さらには、降雪及び造雪作業、そして天然雪とスタッフの頑張りもあり、現在の積雪量は100センチ、パノラマコース1,000メートルで最高のコンディションとなっております。

そのような状況から、現場のほうで、今回1週間程度の営業期間の延長の提案があり、様々な検討を行った結果、2月28日に7日間の営業日の延長を決定し、今シーズンのファイナルを3月6日から3月13日までとし、現在、関係機関の周知を行っているところで。ただし、これも当然雪があり、かつコンディションがいいというのが前提であります。何かがあった場合に

については、当然その前に打ち切りというのもあるということで周知しております。

そのほか、来場されたお客様から、入場リフトをはじめ、スタッフの皆さんの笑顔と元気な挨拶で迎えられ、絶景とともにスキー、スノーボードを楽しめ、レストランではおいしい食事もあり、魅力あるスキー場という話を多く頂いております。これもスキー場スタッフの頑張りであると感謝しているところです。引き続き議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それからもう一点、今週末3月6日午前10時30分から五ヶ瀬町総合公園Gパーク、Gドーム内において、九州中央自動車道五ヶ瀬高千穂道路の着工式が国土交通省主催で開催されることになっております。今回の着工式につきましても、昨年度開催されました中心杭打ち式同様、県選出国會議員や宮崎県知事など、主要な御来賓はお見えになるものの、コロナ禍の中での規模を縮小した式典となる予定とお聞きしておりますので、御理解をお願いいたします。

また、式典の様子につきましては、国土交通省がインターネットでの動画配信を今後予定されているとのことですので、広報誌での紹介を含め、広く町民の皆さんに紹介できればと考えております。

最後に、本定例会に提案しました案件について申し上げます。

報告事項が1件、条例の一部改正が6件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算が5件、令和4年度一般会計及び特別会計予算が7件、指定管理者の指定が1件、町道の認定及び廃止が1件となります。

慎重なる審議を頂き、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） これで、行政報告は終わりました。

日程第5. 報告第1号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第5、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（専決第2号））を議題とします。

本件について、町長から報告の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 報告第1号専決処分の承認を求めることについて、報告の御説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（専決第2号）です。

今回の補正は、主に令和3年12月20日に成立した国の補正予算に係る給付金を計上するため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年12月21日付で専決処分をしたものです。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億2,050万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億5,700万円とするものです。

それでは、1ページの第1表歳入歳出予算補正の主なものについて説明します。

歳入では、普通交付税を100万円増額しました。国庫支出金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び子育て世帯等臨時特別給付金事業、それぞれの事業費補助金及び事務費補助金を1億1,950万円増額しました。

次に、2ページ、歳出について説明します。

民生費において、社会福祉総務費に住民税非課税世帯等に対する臨時給付金に係る事務費と給付金として扶助費を5,644万7,000円、児童福祉費に子育て世帯への臨時特別給付金の事務費と給付金を6,305万3,000円計上しました。

商工費は、森林公園事業費にスキー場造雪機の緊急的な修繕のための修繕料を100万円増額しました。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本件について報告の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 今の中で、歳出のほうで住民税非課税世帯に対する臨時給付金、子育て世帯への臨時給付金ということで、それぞれ国からの補正があったということで、こちらのほうも提示されていますけれども、金額等については、1戸当たり幾らとか、世帯に対して幾らとかいう金額については、もう既に決まっているのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

金額につきましては、まず住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金ですけれども、1世帯につき10万円というふうになっております。それから、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、対象児童1人につき10万円ということになっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（専決第2号））については、報告のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本件は報告のとおり承認されました。

日程第6. 議案第1号

日程第7. 議案第2号

日程第8. 議案第3号

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

日程第11. 議案第6号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第6、議案第1号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第11、議案第6号五ヶ瀬町共生型福祉施設の設置に関する条例の一部改正についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第1号から日程第11、議案第6号までの6件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本6件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第1号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、今年度の人事院が行った公務員人事管理に関する報告に基づき、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置に準じて所要の改正を行うものであります。

以下、改正の要旨について御説明申し上げます。

第2条及び第18条の改正は、育児休業及び育児部分休業をすることができる非常勤職員の要件から1年以上在職したものである要件を廃止するものであります。

第22条及び第23条では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第2号五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

国家公務員の給与改定に関する取扱いについては、令和3年8月10日に人事院勧告が出されましたが、政府においては、この勧告に基づき、給与法改正案を同年11月24日に閣議決定しております。これにより、令和4年度以降の国の特別職及び指定職職員の期末手当の支給率が改定されることから、その内容を踏まえた適切な対応を行うために、関係条例の改正が必要となる

ものです。

本件は、国に準じ、期末手当の年間支給率「3.35月」を0.1月引き下げて「3.25月」とし、令和4年度6月期及び12月期をそれぞれ「1.625月」へ改めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第3号五ヶ瀬町長等の給与に関する条例及び五ヶ瀬町教育長の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、さきに提案しました議案第2号五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同様に、国の特別職及び指定職職員の期末手当の支給率が改定されることから、国に準じ、町長、副町長及び教育長における期末手当の年間支給率「3.35月」を0.1月引き下げて「3.25月」とし、令和4年度6月期及び12月期をそれぞれ「1.625月」へ改めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第4号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、今年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものであります。

なお、本年度の人事院勧告は、民間企業の給与実態調査において、期末勤勉手当が民間企業を上回ることから支給月数を引き下げる旨、月例給については官民格差が僅差であったことを受け、据え置く旨、勧告されております。以後、国家公務員の給与改定が、12月期末勤勉手当基準日以降に行うとされたことから、本町においても令和4年度以降について改正を行うものであります。

以下、人事院勧告に基づく改正の要旨について御説明申し上げます。

第1条については、一般職の勤勉手当改定についてであります。期末手当の年間支給率「2.55月」を0.15月引き下げて「2.40月」とし、令和4年度6月期及び12月期では、それぞれ「1.20月」へ改めるものであります。

第2条においては、五ヶ瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正として、国に準じて特定任期付職員の期末手当支給率を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第5号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、鞍岡地区複合型交流施設について、令和4年4月1日から、新たに指定管理者を指定する予定であることに伴い、現行暫定的に設定していた同施設の使用料について、今後の利用予定状況を見据え、新たに設定するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第6号五ヶ瀬町共生型福祉施設の設置に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日から、共生型福祉施設で行っていたデイサービス事業と地域活動支援センター事業を福祉センターに移行するに当たり、当該条例の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本6件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

日程第15. 議案第10号

日程第16. 議案第11号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第12、議案第7号令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第16、議案第11号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第12、議案第7号から日程第16、議案第11号までの5件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本5件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第7号令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末に向けて各事務事業が確定しつつあることによる予算の調整と将来の臨時財政対策債償還のために追加交付された普通交付税の減債基金への積立金計上、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置適用による時短営業要請売上規模別協力金、介護保険給付・訓練等給付事業費、国民健康保険病院事業会計繰出金の増額、町史編さん業務委託料、国文祭・芸文祭の中止に伴う実行委員会補助金の減額が主なものです。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,850万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億3,550万円とするものです。

それでは、1ページの第1表歳入歳出予算補正の歳入の主なものについて御説明いたします。

地方消費税交付金は、令和3年度交付分の確定による増額です。

地方交付税は、臨時財政対策債償還のために追加交付された普通交付税の増額です。

分担金及び負担金は、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び県単土地改良事業分担金の減額です。

国庫支出金は、介護保険基盤安定負担金、地方創生臨時交付金、社会資本整備総合交付金の増額、公共土木施設災害復旧事業負担金、子育て世帯等臨時特別給付金事務費補助金等の減額です。

県支出金は、中山間地域の持続可能な医療体制構築推進事業費補助金、農村地域防災減災事業補助金、売上規模別協力金等の増額、各種農業費補助金、林業費補助金等の減額です。

繰入金は、財政調整基金繰入金、佐伯勝元教育基金繰入金を減額します。

繰越金では、前年度からの純繰越金を減額します。

町債では、農林水産業債、土木債、教育債、災害復旧債を減額します。

次に、3ページ、歳出の主なものについて説明いたします。

総務費では、庁舎解体工事、車屋橋古民家改修工事請負費を増額し、民間活力による住宅供給事業補助金等の減額になります。

民生費は、介護給付・訓練等給付事業費、後期高齢者医療広域連合会負担金、介護保険特別会計繰出金、児童福祉施設費施設型給付費負担金等を増額します。

衛生費は、簡易水道特別会計及び国民健康保険病院事業会計への繰出金等を増額し、各種検診委託料等を減額します。

農林水産業費では、農業費において産地パワーアップ事業補助金、農業次世代人材投資事業等の各種補助事業について実績に応じて減額します。林業費では、未整備森林緊急間伐事業、林道費委託料、林道費工事請負費等について減額します。

商工費は、商工振興費の新型コロナウイルス感染症時短営業要請売上規模別協力金、観光施設等修繕料について増額します。

土木費は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、道路新設改良費委託料及び移転等補償費を減額し、同じく工事請負費を増額します。

消防費は、消防団出動報償金及び防火水槽有蓋化工事請負費の減額が主なものです。

教育費は、町史編さん業務委託料、国文際・芸文祭の中止に伴う実行委員会補助金の減額が主なものです。

諸支出金は、減債基金費及び森林環境譲与税基金費を増額し、企業版ふるさと納税の一部を現年度事業に充当したことに伴い、五ヶ瀬町応援基金費を減額いたします。

次に、5ページの第2表繰越明許費を御覧ください。

本表に掲げます総務費の旧庁舎解体事業及び住民記録システム改修事業、民生費の特別給付金事業、農林水産業費、土木費及び災害復旧費における事業等、令和3年度内に完了できない事業について、令和4年度に繰り越して事業実施をさせていただきます。

次に、6ページの第3表債務負担行為補正は、農業近代化資金利子補給事業の新規追加と、同事業における限度額の変更及び五ヶ瀬町史編さん委託事業の期間の変更であります。

次に、7ページ、第4表地方債補正を御覧ください。

各種事業費に充当する地方債借入予定額を調整したものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第8号令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,087万円とするものです。

まず、1ページの歳入につきましては、光熱水費の増額により、繰入金を増額するものです。

次に、2ページの歳出につきましては、水道施設電気使用料の増額による光熱水費の増額により、簡易水道費の総務費を増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第9号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書1ページの歳入につきまして御説明いたします。

歳入については増減なしです。

予算書2ページの歳出について御説明いたします。

諸支出金は、直営診療施設勘定繰出金の増額であります。

予備費は、諸支出金の増額分を調整し、減額しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第10号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の増額及び資本的収入及び支出の減額を行うものです。

議案書1ページを御覧ください。

予算第3条に定めました収益的収入及び支出のうち、病院事業収益の医業収益中、入院収益を2,142万3,000円減額し、医業外収益中、補助金を241万4,000円減額し、町負担金を4,080万円、国保事業勘定繰入金を33万5,000円、長期前受金戻入を1,984万8,000円増額するものです。

次に、議案書2ページを御覧ください。

病院事業費用の医業費用中、給与費を6,000円減額し、経費を758万円、減価償却費を1,706万3,000円増額し、研究研修費を130万円減額し、医業外費用中、雑支出を1,274万1,000円増額し、特別損失中、過年度損益修正損失を106万8,000円増額し、収益的収入及び支出の総額を6億6,141万1,000円とするものです。

次に、3ページを御覧ください。

予算第4条に定めました資本的収入及び支出のうち、資本的収入の町負担金を365万2,000円減額し、資本的収入の総額を2,393万円とするものです。

次に、4ページを御覧ください。

資本的支出の建設改良費中、機械及び備品購入費を365万2,000円減額し、資本的支出の総額を7,766万9,000円とするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第11号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正は、保険給付費及び地域支援事業費の減額が主なものです。

保険事業勘定歳入歳出予算の総額からそれぞれ683万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,426万8,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明いたします。

保険料は、介護保険料の見込額に応じ、減額しております。

国庫支出金は、介護給付費負担金の減額が主なものです。

支払基金交付金についても、介護給付費に係る交付金の減額が主なものです。

県支出金は、介護給付費に係る負担金の増額が主なものです。

繰入金は、低所得者保険料軽減分についての一般会計繰入金の増額が主なものです。

繰越金につきましては、前年度繰越金を全額計上しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、事務費の財源組替えによるものです。

保険給付費につきましては、給付費が抑えられたことによる減額です。

地域支援事業費については、不用額についての減額が主なものです。

諸支出金については、介護保険料の余剰金として見込まれる額について、基金積立金への計上
が主なものです。

予備費については、調整額を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本5件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第17. 議案第12号

日程第18. 議案第13号

日程第19. 議案第14号

日程第20. 議案第15号

日程第21. 議案第16号

日程第22. 議案第17号

日程第23. 議案第18号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第17、議案第12号令和4年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、日程第23、議案第18号令和4年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第17、議案第12号から日程第23、議案第18号までの7件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本7件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第12号令和4年度五ヶ瀬町一般会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

本町においては、国が成長と分配の好循環及びコロナ後の新しい社会の開拓を目指すことを見据え、昨年度末から令和4年度の予算編成作業を進めてまいりました。その結果、歳入歳出の予算総額はそれぞれ39億8,800万円、前年度比2.68%減の当初予算案となりました。

まず、1ページ、歳入について、主なものを説明いたします。

町税は、固定資産税が減と見込まれるものの、町民税、軽自動車税、市町村たばこ税及び入湯税は増の見込みにより1.69%増の2億9,580万5,000円、地方譲与税は昨年ベースで計上しておりますが、森林環境譲与税の増が見込まれるために17.01%増の9,136万5,000円、地方交付税は昨年度より2,000万円増額し、20億円を計上いたしました。

国庫支出金は、総務費国庫補助金、民生費国庫補助金及び衛生費国庫補助金で増となったものの、保険基盤安定負担金、民生費国庫負担金、教育費国庫補助金等が減となり、災害復旧費国庫

負担金、土木費国庫補助金等の減により20.4%減の2億8,349万9,000円を計上、県支出金については、総務費県補助金、災害復旧費県補助金及び選挙費委託金で増となったものの、保険基盤安定負担金、民生費県補助金及び農林水産業費県補助金等の減により10.4%減の3億5,895万7,000円を計上しました。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増額を見込み20%増額し、3,000万2,000円を計上しております。

繰入金は、簡易水道特別会計繰入金を1,150万円計上し、財政調整基金繰入金を昨年度より2,450万円減額し2億7,500万円、公共施設等整備基金繰入金を1,000万円、五ヶ瀬町応援基金繰入金を2,650万円計上し、0.3%増の3億3,585万2,000円を計上しました。

諸収入は、受託事業料収入を515万2,000円増額し720万2,000円、雑入を1,881万9,000円増額し、44.05%増の8,035万2,000円を計上しました。

町債は、農林水産業債及び商工債を増額し、総務債、土木債、教育債、災害復旧債及び臨時財政対策債を減額し、17.76%減の3億1,530万円を計上しております。

次に、歳出性質別予算について、義務的経費における人件費は1.49%増の9億3,449万7,000円、公債費は5.06%増の4億7,756万5,000円、扶助費は0.14%増の2億657万9,000円となりました。

投資的経費では、普通建設事業費が20%減の6億6,300万2,000円、災害復旧事業費は15.82%減の1,295万円となりました。

一般行政経費では、物件費は2.22%増の6億2,644万8,000円、維持補修費は8.32%減の2,057万4,000円、補助費は2.01%増の7億2,366万7,000円、繰出金は特別会計への繰り出しが主で、3.89%増の2億1,553万9,000円を計上しました。

次に、4ページの歳出について、主なものといたしまして、総務費では多目的広場敷地造成工事、庁舎駐車場舗装及び車庫等設置工事並びに地域活性化拠点エリア整備構想策定業務委託料に、前年度比1.72%減の7億2,061万9,000円を計上しました。

民生費は、各種福祉・給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業等に、前年比0.01%増の7億2,373万5,000円を計上しました。

衛生費では、引き続き町民の健康維持増進の取組強化と生活環境の維持、併せて西臼杵3公立病院統合再編準備室負担金等に、前年比6.55%増の3億2,521万8,000円を計上しました。

農林水産業費は、各生産団体への支援事業、有害鳥獣被害対策関係事業、林道及び農地等の基盤整備事業に引き続き取り組んでまいります。予算額は、農業振興費、地籍調査費の減により、

前年比2.16%減の6億2,075万8,000円を計上しました。

商工費は、商工業者支援として融資制度への補助、ふるさと応援寄附事業の強化、第三セクター運営支援及び森林公園事業等で、前年比9.46%増の1億4,688万1,000円を計上しました。

土木費は、地方創生道整備推進交付金事業、社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス事業による町道・橋梁改良事業等で、前年比21.19%減の4億508万9,000円を計上しました。

消防費は、広域消防本部負担金、消防団活動経費、防火水槽有蓋化事業等の消防施設整備費等で、前年比2.24%減の1億1,779万円を計上しました。

教育費では、引き続き教育グランドビジョンを推進するための経費及び町史編さん事業等で、前年比11.26%減の3億474万7,000円を計上しました。

災害復旧費は、前年比39.46%減の1,295万円を計上しました。

公債費は、前年度比5.56%増の4億7,756万5,000円を計上しました。

諸支出金は、財政調整基金費、公共施設等整備基金費、五ヶ瀬町応援基金及び森林環境譲与税基金に、前年比38.57%増の6,187万8,000円を計上しております。

予備費は、前年度と同額の500万円を計上させていただいております。

次に、6ページ、債務負担行為であります。新たに雲居都庄借入金利子補給事業について、令和4年度から令和23年度までの間で設定させていただきます。

次に、7ページの地方債であります。令和4年度においては各種事業において優位な起債事業を調整させていただき、計3億1,530万円の借入れを見込んでおります。

厳しい本町の財政状況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きが不透明な状況にありますが、感染対策とポストコロナを見据えた町内経済活動の下支えの両局面を鑑みた予算編成とさせていただいております。新年度においては町長選挙を迎えることから骨格的な予算編成にするべきところですが、このような状況から、本町の持続可能な社会活動に必要な予算を盛り込んだ一般会計予算案とさせていただきました。

以上、主な概要につきまして御説明申し上げましたが、予算の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長が説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第13号令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億14万8,000円とするものです。

まず、1ページの歳入につきましては、給水工事負担金、町営簡易水道の水道使用料、給水工事設計審査等手数料、一般会計繰入金、過年度繰越金、雑入及び町債を計上しております。

次に、2ページの歳出につきましては、主なものとして、町営簡易水道の維持管理に必要な電気料、修繕料、水質検査手数料、施設保安管理に係る委託料、水道施設台帳作成業務委託料、役場配水施設整備工事費及び桑野内簡易水道の栗の谷地区給水管の引込工事費を簡易水道費の総務費として計上しております。

また、償還金及び利子を公債費として計上しております。

詳細につきましては、委員会におきまして担当課長が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第14号令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

町民の約3割が加入する国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担い、地域医療の確保と住民の健康管理、保持・増進に努めております。今後も、被保険者の方々が安心して、良質で、かつ効果的な医療を享受できるよう安定した事業運営を目指してまいります。

令和4年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,115万6,000円とします。

まず、歳入につきましては、主なものとしまして、国民健康保険税が9,840万7,000円、県からの交付金が4億977万8,000円、一般会計からの繰入金が5,295万1,000円となっております。

歳出につきましては、主なものとしまして、総務費が1,874万5,000円、保険給付費が3億9,074万8,000円、県に納める国民健康保険事業費納付金が1億3,754万6,000円、特定健診などの保険事業費が946万5,000円、国民健康保険病院事業会計への繰出金などの諸支出金が395万5,000円となっております。

なお、詳細につきましては、委員会におきまして担当課長が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第15号令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度の診療報酬改定は、中央社会保険医療協議会の議論を経て、厚生労働大臣に答申がなされました。改定率は、診療報酬でプラス0.43%、薬価等でマイナス1.37%、全体ではマイナス0.94%となりました。

一般の新興感染症への対応や、感染拡大により明らかになった課題を踏まえた地域全体での医療機能の分・強化・連携等の対応を行うことが重要で、さらにデジタル化等の社会経済の新たな流れに対応した効率的、効果的で質の高い医療提供体制の構築に向けた取組を進める必要があるとされました。

しかしながら、実質的には新興感染症患者の受入れを担う高度急性期医療機関の充実に重点的に配分されるあおりを受けて、急性期から回復期病床等の報酬見直しが経営にどう影響するかは

不透明であります。

西臼杵地域公立病院の検討状況におきましては、令和3年10月に西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を公表後、各病院の職員が主体的に関わる10部門のワーキング会議を開催し、病院間の現状把握、今後の検討テーマの整理を行ってまいりました。令和4年度と令和5年度の2か年での具体的な対応方針となる基本計画策定を予定しております。

医師の確保につきましては、常勤医師並びに非常勤医師につきましては継続派遣いただけることとなりましたが、医師の働き方改革に伴う時間外の上限規制が令和6年4月から適用になることから、医師の派遣を受ける医療機関においては労働基準監督署への宿日直許可申請が大きな課題となりますが、適切に対応し、住民の命を守り、住民が安心して暮らしていけるよう、持続可能な病院運営に努める所存でございます。

それでは、予算案につきまして御説明いたします。

議案書2ページを御覧ください。

第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、病院事業収益が6億2,065万5,000円で、内訳は、医業収益が5億3,491万5,000円、医業外収益が8,574万であります。病院事業費用は6億1,965万5,000円で、内訳は、医業費用が6億1,373万1,000円、医業外費用が524万3,000円、特別損失が50万1,000円として、予備費100万円を含めて、支出合計金額を6億2,065万5,000円といたします。

3ページをご覧ください。

第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入が180万7,000円で、内訳は繰入金です。資本的支出は5,881万3,000円で、内訳は企業債償還金が5,229万円、建設改良費が652万3,000円となっております。

なお、収支の不足分5,700万6,000円につきましては、当該年度の損益勘定留保資金で補填するものであります。

病院事業の予算案については御説明申し上げましたが、予算案の詳細につきましては委員会におきまして事務長が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第16号令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度は、3か年の計画である第8期介護保険事業計画の2年目となります。今後も人口減少が見込まれる予想ですが、高齢化率は確実に上昇することから、さらなる自立支援、重度化防止に向けた取組が必要であり、医療・介護の連携の推進、保健事業と介護事業の一体的実施、認知症・介護予防事業の強化が求められます。

引き続き、行政と介護サービス事業者、そして地域が一体となり、また、自助の視点も含めた

地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。

保険事業勘定の令和4年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,101万2,000円とします。

1ページの第1表歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料で、3年間の事業運営を見込んで決めています。基準保険料月額は4,980円であります。

国庫支出金は、保険給付費及び地域支援事業費のうち、国が負担する負担金と、高齢者数の割合や所得の市町村格差等を調整するための、国からの調整交付金が主なものです。

支払基金交付金は、医療保険者が徴収した2号被保険者の保険料を支払基金が各保険者に配分する交付金です。

県支出金は、保険給付費及び地域支援事業のうち、県が負担する負担金及び交付金です。

繰入金は、保険給付に係る町の負担金及び人件費並びに事務費等を一般会計繰入金で計上しております。

また、諸収入は、地域支援事業の利用者の一部負担金を計上しております。

次に、3ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、人件費、事務費、認定審査会費が主なものです。

歳出総額の87%を占める保険給付費は、要介護認定者及び要支援認定者に係る在宅サービスや施設サービス、高額療養費等の費用であります。

地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営に係る費用、認知症総合支援事業のほか、介護予防・日常生活支援事業の費用等計上しております。

諸支出金は、介護サービス事業勘定への繰出金が主なものです。

予備費につきましては、流動的な保険給付費への対応を見込み、前年並みの額を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

介護サービス事業勘定の令和4年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114万2,000円とします。

25ページの第1表歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

サービス収入は、要支援認定を受けている被保険者について、介護予防プラン作成に対する介護報酬です。

繰入金は、サービス収入で不足する分を保険事業勘定から繰り入れるものです。

次に、26ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、地域包括支援センターの指定介護予防支援事業に係る事務費を計上しております。

サービス事業費は、介護予防プラン作成の一部を居宅介護支援事業所に委託する経費です。

予備費につきましては、サービス事業費の流動的な対応を見込み計上しております。

詳細につきましては、委員会において担当課長が御説明申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第17号令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、全国的な高齢化に伴い、毎年、事業費が増加の一途をたどっていることから、近年は、高齢者一人一人に対し、きめ細やかな保健事業を行うことが求められています。

令和4年度においても、令和3年度に続けて健康診査事業に重点を置き、医療費の適正化を図るとともに保険料徴収対策を実施し、健全な事業運営を目指してまいります。

令和4年度当初予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ5,455万円とします。

まず、歳入につきましては、主なものとしまして、後期高齢者保険料が3,392万1,000円、一般会計からの繰入金が1,679万8,000円、諸収入のうち後期高齢者健康診査の受託事業料が356万8,000円となっております。

歳出につきましては、主なものとしまして、総務費が43万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金が5,028万2,000円、保険事業費が356万8,000円となっております。

なお、詳細につきましては、委員会におきまして担当課長が御説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第18号五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度の当初予算では、歳入歳出の総額を816万円とさせていただきました。

まず、歳入について、繰入金732万円、貸付金収入84万円を計上しております。

繰入金は、佐伯勝元教育基金から、一度、一般会計に繰入れ、一般会計から特別会計へ繰入れを行うものです。また、貸付金収入は、奨学金の返還分を予算に計上しております。

次に、歳出では、貸付金費として、平成30年度から令和3年度採択分636万円と令和4年度採択分180万円を計上しました。

詳細については、委員会において担当次長のほうから説明をいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本7件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第24. 議案第19号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第24、議案第19号鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第19号鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、鞍岡地区複合型交流施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者をぎおんの里づくり協議会会長白瀧徹哉に指定し、当該施設の管理を行わせたいので、同条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の手續につきましては、五ヶ瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第5条指定管理者の指定の特例により、公募によらない指定管理者の候補者として選定いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第25. 議案第20号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第25、議案第20号町道の認定及び廃止についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第20号町道の認定及び廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

町道の認定及び廃止につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決が必要であります。

今回提案いたします路線は、新規認定として宮原小学校線、中山線の2路線、認定済みの路線の起点変更による再認定として渡瀬荒谷線の1路線、そして貫原橋建設に伴い一時的に立壁高畑線の一部に認定しておりました迂回路部分について同一路線に終点が混在しますので、立壁高畑

線と迂回路部分を新たに新規路線の貫原線として認定を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次回は3月4日午前10時から開会しますので、定刻までの御参集ください。御苦労さまでした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時22分散会

2 目 目

令和4年第1回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(第2日)

令和4年3月4日

○ 会議に付した事件

日程第1. 一般質問

○ 出席議員（8名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（1名）

8 番 秋本 良一 議員

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
町 民 課 長	齊家 晃	教 育 次 長	増永 稔
福 祉 課 長	武内 秀元	病 院 事 務 長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書 記	那須 香織
--------	-------	-----	-------

午前10時01分開議

○議長（甲斐 政國君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は8名です。

8番、秋本良一議員から、会議規則第2条第1項に基づき、欠席届が提出されました。

定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

御報告します。

本日、垣内広好会計室長より、欠席届が提出されております。

日程第1. 一般質問

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順に発言を許します。

初めに、4番、太田保義議員、御登壇願います。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田保義です。通告に従いまして、次の4項目について、一般質問を行います。

一つ、成年年齢引下げによる成人式の開催について、二つ、成年年齢引下げによる消費者教育等の今後の教育方針について、一つ、新庁舎の今後の維持管理について、一つ、議会図書室について。

最初に、成年年齢の引下げによる成人式の開催についてお尋ねいたします。

今年4月1日より成年年齢は18歳に引き下げられます。そうした中、報道によると成人式は従来のとおり、二十歳、20歳をもって行う市町村もあります。

五ヶ瀬町として、今後どのように成人式を開催されるのか伺います。

また、令和4年4月1日時点で成年となられる方に、どのように対応されるのかお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 一応、項目全部、全部読み上げてもらって、4つ。

○議員（4番 太田 保義君） 4つを全部ですか。

○議長（甲斐 政國君） はい。

○議員（4番 太田 保義君） 分かりました。

次に、成年年齢の引下げによる消費者教育等の今後の教育方針についてお伺いします。

今後は高校在学中に成年年齢になることとなりますが、成年として種々な権利が認められる反面、責任も負うこととなります。親の同意を必要としない契約行為なども可能となります。

特に、消費者保護の観点からいろいろな問題について、早期から教育、啓発しておくことが重要であると考えます。

現在の義務教育課程における現状と今後の方針をお伺いします。

一つ、新庁舎の今後の維持管理についてお伺いします。

新庁舎3階には自由に立ち入りできるテラスがあり、下部には木材ルーバーも採用されています。公共施設にこうしたデザインを採用されることについては、それなりに十分検討されたことと推察します。

この庁舎が町民の誇りとなるような施設であってほしいと願うところでもあります。ただ、庁舎の維持管理について、いずれ何らかの補修などにより、後年度負担が大きく生じる可能性はないのかお伺いします。

一つ、議会図書室についてお伺いします。

地方自治法第100条第19項に、議会は図書室を設置するよう規定されています。

議会図書室は単独で附置されることが望ましいと考えますが、新庁舎においては議長室に併設されています。

この件について、どのように検討されたのかお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 1番目をお願いしますということを……。

○議員（4番 太田 保義君） それでは、1番目の成年年齢引下げによる成人式の開催について、よろしくをお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。太田保義議員からの第1点目の質問、成年年齢の引下げによる成人式の開催についてということで、通告については、質問相手は町長となっておりますが、成人式の開催関連については教育委員会所管となっておりますので、この質問につきましては、まず教育委員会教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（渡木 秀明君） 教育長です。太田保義議員の成年年齢の引下げによる成人式の開催についての御質問にお答えいたします。

御質問いただいたとおり2022年4月1日、成年年齢が18歳に引下げられます。

これに伴って、これまで20歳で行ってきた成人式をどうするかということになりますが、今年1月18日に法務省が公表した調査結果によりますと、現在、およそ8割の自治体が現行の20歳のまま行っていくという判断をされているようです。

五ヶ瀬町の方針ですが、本町でも引き続き20歳での開催を考えております。

理由としましては、まず、18歳は受験や就職等、進路に関わる重要な年齢、時期でありますので、成人者になるべく負担をかけたくないという思いがございます。また、成人式は仲間と数年ぶりに顔を合わせる機会ともなっております。

現在、中学生のほとんどは遠くても町から車でおよそ二、三時間程度で移動できる高校に進学をしております。18歳までは比較的顔を合わせる機会もあると思っております。

しかし、大学に進学したり、就職したりしますと行き先が全国に及ぶことも少なくありません。これは五ヶ瀬中等教育学校を卒業される方も同様です。

さらに、20歳での開催は仲間との久しぶりの対面の機会、刺激を受け合う機会、そして、成長した自分の目で、ふるさと五ヶ瀬町を改めて見つめる機会にもなります。

以上のような理由から、本町では20歳での開催を考えております。

また、現在、成人式の記念品としてお渡ししている五ヶ瀬ワインも、20歳から制限のなくなる飲酒について、自覚を促す一つの機会になるのではとも考えております。

御質問にありました、令和4年4月1日時点で成年となる方についてですが、以上のような理由から、同じように20歳での開催を予定しております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田保義です。私もこの成人式について、私なりに考えてみました。これで五ヶ瀬町のこの町に生まれてから人生における儀式というものをそれなりに追ってみたんですが、少数でありますけど、お寺関係で初参式というのがあるみたいですね。年間10件ぐらいあるそうです。それから、かわいい盛りの入園式、卒園式。それから、小中学校の入学式、卒業式。そして、晴れの舞台の結婚式。そして、誰もが迎える、最終的にはお葬式になると思いますが、その中で私たちの二十歳になったときに成人式があること、聞いて育ってきました。だから、そのときにはまだ同窓会なんか、非常に楽しみにしていた思い出があります。だから、これについて別に異論を唱えるとかありません。ただ一つだけ、ちょっと追加してもらいたいような形になりますけど、そうした旨をこの町民の方たちに周知する必要があると思うんです。ある程度、知っておられるでしょうけど、町として、成人式は従来どおり二十歳になるということ、これは町民の人たちに一回周知する必要があると思いますが、それはどう考えていらっしゃるか、通告はしていませんが、もし御回答いただけましたら、よろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 教育次長です。ただいまの太田保義議員の御質問にお答えさせていただきます。

町民の皆様への周知につきましては、行政事務連絡会がございますので、その会報を通じて、町民の皆様にご知らせできるかというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田保義です。できましたら、何かチラシか何か作っていただいて、各戸配布させていただくと非常に助かるんじゃないかと思います。

この質問は終わります。次に移ります。

次に、成年年齢の引下げによる消費者教育等の今後の教育方針についてお伺いします。

今後は高校在学中に成年年齢になることとなりますが、成年として種々な権利が認められる反面……。

○議長（甲斐 政國君） そこはもうさっき言われましたので、2番のことについてお願いしますと言っただけであればいいと思います。

○議員（4番 太田 保義君） 大変失礼しました。

それでは、2番のことについて回答をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（渡木 秀明君） 教育長です。太田保義議員の成年年齢の引下げによる消費者教育等の今後の教育方針についての御質問にお答えいたします。

まず、現在の義務教育課程における現状についてお話いたします。

義務教育課程における消費者教育については、食の安全、安心に関する問題、環境問題に加え、悪徳商法による被害や多重債務に関する問題など多く起こっており、社会的な問題となっております。

これらの問題に対応すべく、義務教育段階から児童生徒の発達の段階に応じた消費者教育を行っております。

小学校では、例えば五、六年生の家庭科において、買い物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方等について学習しています。

また、身近な物の選び方、買い方の理解や購入するために必要な情報の収集、整理についての学習活動も取り入れております。

中学校では、社会科において、社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係について学ぶほか、個人や企業の経済活動における役割と責任という内容において、起業、これは起こす業ですが、起業について触れるとともに、経済活動や起業を支える金融などの働きについても学びます。

消費者の保護については、消費者の自立を支援なども含めた消費者行政を内容として取り扱っています。

家庭科では、もっと具体的な面から学習が行われています。

商品の購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性、売買契約の仕組、消費者被害の背景とその対応などの学習が組み込まれています。

五ヶ瀬町独自の消費者教育という観点からは、五ヶ瀬教育グランドビジョンの取組があります。小学校の授業や中学校の総合的な学習の時間において、生産から販売、消費に至る一連の流れについて、肌で感じることができる体験活動が行われております。

次に、今後の方針についてお答えいたします。

基本的には、これまで御説明いたしましたような内容の確実な習得を目指してまいります。

また、現在、スマートフォンやタブレットなどの携帯端末を子供たちが扱う機会も増えてきております。

問題が生じやすいオンラインゲームの課金制度等も含めて、子供たちが巻き込まれやすいトラブルにつきましても、学校、家庭と連携し、子供たちを守るための取組を引き続き行ってまいります。

以上で、答弁を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田保義です。分かりました。

今後も五ヶ瀬町生涯教育マスタープラン、これに書いてありますね。これにのっとって、五ヶ瀬っ子らしく育てていただきたいと思います。

ただ、健やかな五ヶ瀬っ子を育てていただきたいと思うんですが——大変余談になりますけど、教育の観点から、皆さん御存じだと思いますけど、ロシア政府のウクライナ侵攻があります。これによって、かつて、その結果、この町からも356名の方々が戦死されていらっしゃるんですよ。そういったことを踏まえて、平和の尊さは現代の関係性で学ぶのではなくて、足元のこの五ヶ瀬町において学ぶことが真に生きた学習になると私は考えております。そのあたりも含めて、今後の教育方針にさせていただけたらいいかと思っております。

次に、新庁舎の今後の維持管理についてお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。太田議員の御質問にお答えいたします。

新庁舎の維持管理について、今後大きな財政負担につながらないかとの御質問であります。

議員のお見込みのとおり、本庁舎の建設に当たっては、町民、座談会での説明、新庁舎建設検討委員会及び議会新庁舎建設調査特別委員会での協議、さらには、御意見は少数でしたが、パブリックコメントも実施させていただき、昨年8月に竣工、9月に落成式、そして同月28日に開庁に至ったところであります。

町民全員の意見を反映できることは困難ではありましたが、新庁舎建設検討会では、応分の意見を真摯に御協議いただき、また、議会新庁舎建設調査特別委員会で御理解を賜ったと考えております。

まだ開庁し間もないことと、開庁から今日まで新型コロナウイルス感染症への対応、または影響もあり、町民に開かれた施設の部分での活用方法は取り組めていない状況にあります。将来的には町民の様々な利用について考えていければなと思っているところであります。

議員御指摘の維持管理に伴う経費についてでございますが、現在、解体中の旧庁舎は耐震基準を満たさないことから、まずは町民生活の安全を守るための防災拠点として、新たに庁舎を建設することとなりましたが、仮に旧庁舎での行政運営を行ったとしても、冷暖房の頻繁な故障や雨漏りへの度重なる対応など、将来にわたって相当の維持管理費に関わる経費を要するものと考えております。

現庁舎の維持補修費については現状を見込めておりませんが、長期的な視点に立った場合、現在の最先端技術により建設されており、旧庁舎をそのまま維持した場合と比較すると安価に推移すると想定されます。

当然、建物には耐用年数があるわけですから、使用年数とともに維持補修費は増加するものと思われませんが、施設の長寿命化を図る上では、定期的なメンテナンスも必要不可欠であります。

構想段階から環境に配慮し、木材を使用した五ヶ瀬らしい外観を採用し、施設外部のルーバー等を設置しておりますが、木材部分の劣化による補修については、伐期を迎える町産材を利用するなど、資源循環に配慮できればなと考えているところです。

一方で、補修以外の維持管理費において、電気使用量の節約、さらにはコピー用紙の節約など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組により一般行政経費を抑え、財政の負担を極力軽減することも必要であると考えています。

また、職員による執務室及びトイレ掃除など、職員意識の向上にもつなげているところであります。

庁舎維持管理費の御質問については以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田保義です。庁舎のトイレなんかを職員の方々が清掃されるという姿は目にしております。大変いいことだと思います。

総括的にちょっとこの庁舎についてなんです。私も新人議員として差し出がましいことを申し上げますけど、ちょっと気になっているのが階段下りるの怖いんですね。70過ぎたら何か不安になって、階段は手すりを持って下りないといけない。それともう一つ非常に気になっているのは、雨音ですけど、議会の。

この前、ちょっと小雨のときに上がってきたんですが、結構な雨音がします。ですから、これが6月議会の土砂降りなんかのときに運営できるかどうかです。多分、Gドームと同じぐらいになっているから、こういった点が私は後年度負担になる大きな原因になるんじゃないかと思

っているんですけど。

一つ伺います。旧庁舎において、あれは昭和47年と平成2年度に増築されたんですかね。その外壁塗装、それから天井なんかの修理をされたかどうか、御記憶にありましたら、お答え願います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。太田保義議員からの御質問にお答えいたします。

ちょっと現状、維持補修やったかの天井の漏水防止工事をやったか、または外壁塗装をやったかについてはちょっと現在資料を持っておりませんので、正確な回答をできない状況でございます。

正確な情報ではないんですけど、屋上の漏水については、私の記憶では一度やっているじゃないかなと思います。

外壁塗装については、コンクリートの建物でしたから、部分的にはしているのかも分かりませんが、全面的な部分はやっていないのかなと思います。ただ、現状でちょっと資料ありませんので、必要があれば、また後日、正確な情報を提供させていただきます。

また併せて、階段が木質の階段ですので、少し白っぽいというかな、滑り止めはついているんですけど、見た目にちょっと仕切りが見にくいというのは以前から指摘を受けているところです。

現状、私自身についてもあれと思った時期がありましたが、今慣れましたのでそうないんですが、その辺の部分も今後いろいろ御意見を賜ればと思っています。

また、この議場の上の雨音の部分については、今、議員御指摘のとおり、雨が降った場合の音が跳ね返ってくるというのは十分認識してまして、その対策について、施工業者、またコンサル含めてしっかり今検討しているところです。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田保義です。通告していなかったもので、大変申し訳ありません。

次回の議会から事細かにこういったことを聞きますよと通告しておきますので、ここは私の不手際ですからお詫びします。

それで、もう一つちょっと確認というか問い合わせしておきたいんですが、平成17年に9月の台風14号ありました。御記憶のことと思います。

お隣の諸塚村には主たる河川に中小河川が入ってこれなくて、その河川のところにある家屋が浸水した。そして、立ち退いたという状況があったと聞いております。

大変恐縮なんですけど、五ヶ瀬町、暗渠を造られましたけど、これが判断して、今年度負担に

ならないのかどうか若干疑問視している。今だったらまだ間に合うと思うんですけど、もう即答はできないでしょうけど、こういった疑問点があるということだけはお伝えしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

もう回答はよろしいですよ。そういったことです。

次に移りたいと思います。

議会図書室についてお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。太田議員からの御質問にお答えいたします。

現庁舎において、議会図書室設置の検討を行ったのかとの御質問であります。地方自治法で規定する議会図書室につきましては、スペースの規模、そのものを義務化しているものではないと理解しているところです。

新庁舎建設調査検討特別委員会での協議の結果、議会図書室をある特定の一室とせず、固定式書棚で対応するという結論に至ったところです。

地方自治法100条第19項は、国及び都道府県からの官報、広報、刊行物を図書室に保管する旨の規定でありまして、主には市町村議会議員の調査研究や、その活動に資することを目的としております。

立法機関である議会が条例の制定や行政監視を行うには、執行部から独立した情報源が必要とされ、都道府県や政令市等の一部の大規模自治体では、条例化され、運営されている例もありますが、小規模自治体においては議会事務局に併設され、運営されている実態にあり、本町においても議会基本条例第16条に基づき、議会事務局内に図書室として設置している状況であります。

本町議会においては、他の自治体に先行してタブレット導入をされております。電子的文書での閲覧も普及していますことから、タブレットでの活用の充実を図られることが現実的ではないかと考えているところです。

法第100条第20項及び本町条例第16条において、一般への利用も促す条項となっておりますが、本町においては、社会教育の観点で図書の推進を図っており、一般町民向けに、町民センター図書館及び移動図書車を設置しているところです。

議会図書室については、以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田保義です。ここに、私たちに配付された議員必携があります。この年はかつての自治省、現在の総務省とは関係指揮者の指導により刊行された書物であり、地方自治の根幹の一部である議会活動指針となるものだと考えております。

参考までに、ここの記載されているところを読み上げさせていただきたいと思います。

「議会図書室設置の目的、議会の図書室については法第100条第19項に、議会は議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならないと定めてあります」と記載されており、「町村議会においても必ず設置し、議員の調査研究に資するようにならなければならない。現状は大半の町村では議会事務局の部屋に少数の議会運営関係の書籍が置かれている程度である。このようにまだ図書室を設置していない町村は、できるだけ早い時期に設置して、政府及び都道府県から送付される官報、広報、刊行物等を保管、整理、管理し、また議員調査研究に必要な情報等を整理して、議会の政策形成の技術強化に活用したいものである」と書いてあります。

この中に、下のほうに「議会図書室の管理」とありまして、第4項ですけど、「貸出しは議員及び町村職員に限り、一般住民は閲覧のみとする」と記載されております。

この考えは、現在の情報公開制度に非常に求められております。それに即したものであると思います。そういう点から考えると、私は少し五ヶ瀬町の対応は腑に落ちない点もありますが、現在の状況ですからこれ以上言いませんけど、新築された日之影町には議会図書室が設置されていると聞き及んでいます。この差は一体何なのか、こういう点です。同じ西臼杵でありながら、一方の町では設置し、五ヶ瀬町では設置していない。

限られたスペースに固定式書棚を設けると聞きました。実行を見守りたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 答弁はよろしいんですか。

○議員（4番 太田 保義君） これで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） もうその件はいいんですか。

○議員（4番 太田 保義君） はい。

○議長（甲斐 政國君） 図書室の件は、それでよろしいんですか。

○議員（4番 太田 保義君） 分かりました……。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。太田保義議員からの議会図書室についての再度の御質問というか、他の状況も含めて、御意見を賜ったところでの現状を報告させていただきます。

先ほど申しましたが、やはり議会図書室については、新庁舎建設調査特別委員会等でしっかり議論いただいたものと考えております。

その関係で、こういう施設があるといいよねとか、ここにこういうものがあるといいよねという結論の下に、現状に至ったという背景が基本的にはございます。

そういった中で、実際は議会事務局内に附置しているという、ないわけじゃなくて、附置して

いるわけですから、そこをどううまく利活用していくかというのが、議会内部での議論、もしくは何かこういうのが実際足らんかったよねとかいう話になれば、また今後の議論になってくと思うんですけど、そういうことで、今回、新庁舎建設に当たっては、そういう方向性で進んできたというのは御理解いただきたいと思っています。

また、先ほども言いましたが、やはりタブレットが先行して今進んでおる自治体ということで認識されておりますので、今のいろんな情報源とかデータ等の開示含めて、そういったものをやるほうも、一つの案だろうなと思っているところです。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田保義です。分かりました。

確かに、タブレットを配付されておりますが、もう既にインターネットで処理しておりますし、タブレットを渡してあるから云々と言われても、若干同意できない点があります。

それは、せっかくですから申し上げますけど、職員の皆さんの地方公務員法で、その身分があらゆる面で保証されていると思います。だから、これは私は地方自治法100条第19項は非常に、そういった行政に携わる人は守らなければいけない点だと思います。そういったことを考えると、普遍的な立場でそういった視点において、行政をやっていただきたいと思います。

特にちょっと感じたことが、追加になりますけど、期日前投票の件で新聞に投書されたことがあったと思います、2回ほど。役場から何の回答もなかったですね。広報には庁舎はできてる。しかし、そういった新聞に投書されたのに対して、役場は何の回答もしない、一言もない、大変申し訳ないですけど、その頃からちょっと役場の、この行政姿勢について疑問点があったところです。直接的には関係ありませんけど。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） これで、太田保義議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、2番、小笠原将太郎議員、御登壇願います。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 議席番号2番、小笠原将太郎、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の一般質問の要旨でございますが、旧庁舎跡地の有効利用についてお伺いしたいと思います。

まず、現在、そちらで旧庁舎解体されておりますが、こちら五ヶ瀬町の中心地で国道に面し、五ヶ瀬町内でもまれな平坦な場所であると思います。

そちらが現在の予定では駐車場とする計画となっておりますが、五ヶ瀬町の発展のために有効

利用を考えてはどうかと私は思っております。

まず、現在も高速バス、宮崎、延岡、福岡、熊本、行き来しております。高速バスのバス停がございます。そちらのバス停が現在は国道にバスが止まるようになっておりますので、その国道に止まるバスを引き込めるようなスペースを造る。また、親水公園、要するに五ヶ瀬川が流れておりますが、その川に親しめるような公園、あとコンビニエンスストアなどの現在の五ヶ瀬町にはなく、住民の利便性の向上や若者の定住に役立つ施設の整備のために、この旧庁舎跡地を利用してはどうかと思っております。

長期的なお考えを町長にお伺いしたいと思えます。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

旧庁舎跡地を五ヶ瀬町の発展のために、有効利用を考えてはどうかとの質問でございますが、当然のことながら、町民のために有効利用をする方向性は議員提案のとおりであると考えております。

現庁舎は、町民に開かれた施設として活用されることを、その目的の一つとして掲げておりますが、一方では防災拠点施設としての機能を持っておりまして、旧庁舎跡地は利便性から来庁者、公用者及び職員等の駐車場をスペースとして利用することに加え、災害と有事の際の避難や車中泊スペースとしての活用する方針として、新庁舎建設の基本構想段階から決定しているところでございます。

旧庁舎跡地の有効利用の基本的な考え方については以上でございますが、再度の詳細な質問については、一問一答でお答えさせていただきます。

まず、私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。町長が今申されたように、防災拠点、この言葉がよく、昨今自然災害が激しくなっておりまして、よくお聞きいたします。

現にこの庁舎内にも非常に立派な防災司令室がございまして、町民の安全のために何か有事があった場合、対応されるんだと思いますが、まず、この五ヶ瀬川のすぐ横ということ、要するに水の災害に対しては、この庁舎跡地というのは弱いのではないかなと私は考えております。

まず、五ヶ瀬町内、小学校、中学校、各エリアがございます。そして、五ヶ瀬が誇れるG-パーク、あちらにトイレ、それから給水施設等の設備を整備し、有事のいざ災害が起きた場合にはそちらを活用するほうが安全ではないかなと私は思っております。

今までのこの近年の九州における災害の例を見ますと、多くが大雨による増水によって被害が甚大になっております。ですので、この川沿いである、また蛇行、カーブしておりますもんね。

現に旧庁舎も大分浸水が行われたことがあるということも聞いておりますので、そういう点は、町長はどのようにお考えでありますか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員からの大雨等の場合の基本的な考え方の御質問でございます。

旧庁舎については議員御指摘のとおり、過去に一部地下部分が浸水した経緯がございました。私も当時総務課長として夜待機しているときでしたけど、そういうあのときの計画高水を起こした雨量でしたので、当然そこは想定して入ってくるだろうということで動きましたが、ポンプを稼働させて排水したけども、なかなか対応できなかったということで、そのときの地下倉庫の浸水を受けた非常にダメージはあったところでございます。

そういった観点から、新庁舎については、この隣を走る三ヶ所川、その計画高水を十分配慮して、敷地高を当初設計から施工含めて把握し、対応できるようにしていますので、例えば計画高水、例えば千年に一回とか、一万年経過する確率が、もう大幅に増えた場合については、それは当然浸水するというのは、どの施設でも一緒ですけど、その場合はもう避難、ソフトのほうで対応していくということになります。現在では、計画基準高水をクリアする敷地となっていますので、そういう対応で十分じゃないかなという判断で施設建設を行っております。

また、学校とか教育施設等については、ある程度、今高いところにありますので、そこでの浸水とかは考えられませんが、当面、新庁舎の洪水対策については、仮に計画高水を大幅に上回って浸水したとしても、この2階以降の庁舎のほうでいろんな対応はできるようにしていますので、防災拠点としての機能は十分果たせると考えているところです。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。町長の答弁で言われましたように計画された洪水、想定内ということでございますので、雨があまり降らないように、心理的に水が流れている、先ほど私五ヶ瀬川と言いましたけど、三ヶ所川ということで、三ヶ所川の真横で防災、いわゆる大雨が降った地点で、そちらで過ごすというのはちょっと気持ちがよくないのかもしれないので、その辺は考慮していただきまして、防災拠点としての整備も進めていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、防災拠点といいますと、こちらではなく、先ほど言いましたように、各学校、それからG-パーク、ああいうところにいざ避難してくるときにトイレ、それから給水、そういう設備も併せて長期的に考えていただければなと私は思っております。

五ヶ瀬町内の方だけではなく、大きな災害が起きた場合は近隣からもいろんな方が避難されてくる可能性もございますので、そういう観点から、整備もぜひ進めていただければなと思っております。

続きまして、私、先ほど申しましたバス停の整備のことについて町長にお伺いしたいと思えます。どうぞお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員からのバスレーンの設置についてお答えさせていただきます。

具体的な利用の計画となりますが、まずは高速バスの停留所についてでございますが、現在の旧庁舎側の高速バス停の停留所は、その交差点に近いことから交通安全上の観点、また対策がこれまでも必要じゃないかなと考えていたところでございます。

そういったこともありまして、今回、国道沿いにバスレーンの設置を検討しているところであります。

その部分については、旧庁舎跡地のほうにバスレーンを引き込んで、利用者が安全に乗降できる対策を考えているというところでございます。まだ具体的には絵はできておりませんが、そういう流れで今、担当課は進んでおります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。バスの乗降レーンを整備していただけるということで安心いたしました。

要は、熊本行きのバスレーンはバスが入れるようにU道路がございますので、バスの乗降も安全な上で行われていると思うんですけども、高千穂、宮崎、延岡方面のバス停につきましては国道を塞ぐような形でバスが止まり、そして、直近に交差点があるということで、非常に危険を伴っているのではないかなと思います。

また、安全性の面とは別に、多くのバスの乗客が、この五ヶ瀬を通過しております。非常に思うんですけども、バスの待合所、待合室といいますか、木造で非常に五ヶ瀬らしいといいますか、田舎らしいというか、古びた感じがしておりますので、せめて電気がついて、五ヶ瀬の案内が、ポスターが貼ってあるような、そういうバスの待合所といいますか、停留所にしていただければいいのではないかなと思っております。

一つ、埋め立て地区ですか、あちらにG-パーク案内所という小さな建物がございますが、ああいうような建物といいますか、そういうのをバスの乗客のため、それがあからといって降りる方はいらっしゃらないと思うんですけども、五ヶ瀬のイメージアップにつながっていくと思

ますので、そういうようなことも、ただ単にバスがあそこに入れるよということではなくて、乗降する方のためのことも考えて、バスが遅れたり、通常、バスに乗られる方は早めに来られて、荷物を持って待たれたりするので、雨が降っているときでも安心して待てるような、そういうエリア、場所にしていきたいなと思います。

続きまして、私先ほど申しましたコンビニエンスストア等を造るような、多目的広場としての活用について町長にお伺いしたいんですが、隣の諸塚村には、去年、ファミリーマートが九州でも珍しく村に出店したのは初めてということで、手元に資料がございますけれども、そういうファミリーマート、いわゆるコンビニエンスストアができております。

このコンビニエンスストアというのは、現在、五ヶ瀬町内にはヤマザキさん、デイリーストアさんがございますが、若者が言うコンビニエンスストアというのはセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、24時間開く、そして、公共料金等の支払いができるという、とても便利なものでございます。そういうものをこの跡地に誘致をして、若者、それからこの五ヶ瀬町のために役に立てようというお考えは、町長はございませんでしょうか。その辺をお伺いさせていただきます。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員からのコンビニの設置についてはどう考えるかという御質問でございます。

議員から御紹介ありましたとおり、諸塚村については、ある店舗をある企業がファミリーマートとしてコンビニを造られて、キャッシュレス決済等もできるというようなことで、諸塚のほうから情報はいただいているところでございます。

今回、議員御指摘のとおり、コンビニ収納とか、キャッシュレス化を進めなきゃいかんという観点は十分認識しているんですが、現在の庁舎跡地については当然スペースも限られていると、それから先ほどの防災機能も持たせたいというのもあって、今のところ、コンビニの誘致を町がやるということは考えておりません。

ただ、町内ではヤマザキ、Yショップさんはございますが、そこもコンビニだと私は思っていますけど、そのキャッシュレス決済とか、そういう若者が使いやすいコンビニは、そういうものがやはりあるべきだとは思っていますので、そういった模索、どうすればそういうことができるかは事業主との関係もありますので、様々な既存商店の意向も確認しつつ、商工会とも連携しながら検討すべき項目かなと思っているところです。ということで、現段階でコンビニを設置するという町の考えはないということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。途端にコンビニができるとは思っておりませんが、将来長い目で、やはり若者はコンビニエンスストアが非常に必要だと思っております。

私も現に、支払いに行くのには高千穂まで行かないといけないというのが現状でございます。ですので、ここにいらっしゃる皆さんも公共料金等支払いで、あと何かチケットを買うとか、何かいるとなると、高千穂のファミマに行かれています方がほとんどでないかなと思いますが、ぜひ一つのステータスといいますか、コンビニにもないかということになると非常に寂しいものがございます。ですので、町長、長い目で、その辺の実現に向けて努力をお願いいたします。

それから、多目的広場としてということでございますが、私、この五ヶ瀬のこの場所は、五ヶ瀬町の一つの顔になっていると私は思っております。この立派な庁舎も見えますし、非常に川の流れも眺められつつ、ですので、この場所を先ほど防災拠点と申されましたけども、公園としての機能も併せ持つような多目的な整備。

僕が今この庁舎ができたときに、その入り口のところに飾ってありました模型といいますか、庁舎と付随して駐車場の完成した模型が置いてございましたけれども、それを見る限りでは、いわゆる駐車場、ゴルフ場にあるような区画の線が引いてありまして、そして、屋根つきの誘導路といいますか、歩道が川側にあって、そういう駐車場を私は見ております。それで、今のところの計画では間違いはないんでしょうか。ですので、それプラス、周りに芝生のスペース等を造ったり、あと子供がちょっと遊べるような広場を造ったり、この国道を行き来している方たちが少し休憩ができるようなトイレを造ったり、そういうのを考えられてはどうかと思いますが、町長、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員からの最終的な跡地、先ほど出ましたコンビニもですけど、公園化とか、もしくは具体的には芝生の区画があったほうがいいと。今、全体の解体後の整備計画については、概略は担当課のほうで持っていると思いますが、具体的な設計については再度詳細な部分も出てくると思いますので、引き続き検討はしていきたいと思っております。

また、大きな視点でいうと、先ほどのコンビニもそうですけど、例えば現在の町民センターも耐震化での課題を抱えつつ運用しています。そういった中で、長い目で見ると、現存する町民センターをどうするということも出てくるのが考えられますので、ただ、その財源確保というのはそう簡単にはいきませんので、総合的に今後はそういったところも判断しながら、一部跡地の利用も検討をする時期が来るのかなとも思っているところです。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。理解いたしました。ぜひ長い目で、長期的な考えで、この五ヶ瀬町の発展のために、この数少ない平坦な場所を有効利用していただければと思います。

僕は本当に、大げさに考えられるかもしれませんが、このエリア、要するに五ヶ瀬町の中心でございますので、ここを起点に再開発、五ヶ瀬町の再開発というのを行っていく一つのきっかけになればいいのではないかなと思います。

五ヶ瀬町は非常に広くて、いろんな箇所でいろんな問題を抱えておりますが、一つ中心の場所を決め、そこから発展させていくべきではないかなと思います。もちろん周辺地区の個々の問題は解決してはいかないといけないと思うんですけども、この赤谷、それから庁舎のあるこの場所を中心に少しずつ発展させていっていただければいいのではないかなと思います。

それでは、僕、最後にこの駐車場ということで、町長にお聞きといたしますか、前回の質問のときもお願いといたしますか、したんですけども、現状、非常に駐車場が分かりづらいです。昨日も1名の方が車で来られて、一度身障者の方のほうに車が入って行って、出て、来客用のほうに入っていったりというのを私は目にいたしました。また、サインもまだこちらですとかいうような、分かりづらいのではないかなと私は思っております。

今日、傍聴に来ていただいている方の中にも、車の寄せつけは非常に不便だということも言われている方もいらっしゃいます。

実際、五ヶ瀬町は高齢化が進んでおりますので、車で来られて、できるだけ近くに車を止めたいというのが本音だと思います。ですので、その辺、町長、前回はどうしても敷地の問題、建設の問題で——先ほど太田議員が言われた現状が起きておりますけど、難しいと思うんですけども、ぜひ今できることとすれば、こちらに車を止められますよというようなサイン、それをぜひ町長、早急に、来られて困っている方が実際いらっしゃるの、一般の方の駐車場はこちらですよぐらいのサインといたしますか、を出されてはどうかと思います。

この間もそういうことは考えているんだということで答弁していただきましたが、現状が変わっていないとか、来られた方が困っているのを目の当たりにしておりますし、また、思いやり駐車場といたしますか、庁舎の入り口あたりに、お困りの方はお声をおかけくださいとか、そういう工夫を貼り紙等の工夫をしていただければ、それだけでも皆さん助かるのではないかなと思いますが、町長、その辺はどうでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

高齢者に配慮した駐車場については、議員、先ほど指摘いただいたとおり、さきの12月議会において答弁はしておりますが、まだまだその対応が甘いということでございますので、御提案

を具体的にここ辺をこうしたほうがいいじゃないというのがありましたら御指摘いただいて、可能な限り、やはり高齢者の皆さんに配慮したサイン計画とか、そこ部分を、ここへんがこうしたほうがいいというのがあれば、御指摘、私なり総務課なり、建設課でも構いませんが、ともに協議しながら進めていきたいと思っています。ぜひ、何なりと御指摘いただければ有り難いなど思っております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。有り難いお言葉ありがとうございます。

まず、ちょっと手元に僕持ってきたんですけども、こういうよく、ちょっと小さいかな。突入防止といいますか、いろんな施設にいろんな方が来られるところに立っておりますよね。黄色のポール、そういうのをやはり身障者の方のところにつけたり、そして、役場の周りにもつけることによって、大きな事故につながらなくなるのではないかなと思っております。

今、プランターが置いてありますけども、どうしても踏み間違い等で事故を起こしたりすると、ガラスを突き破って中に入ってきたりということが起こるかもしれないので、ぜひこういうものの設置も進めていっていただきたいと思います。

ぜひ、弱い方の立場に立って、その辺を考えていただければ、僕たちは歩いて来れるので、そういうのは分からないと思うんですけども、車にやっとなら乗って来られている方も多いです。現状、そちらの方のほうが実際に多いと思いますので、そういう方が来られたときに、ここでいましたら、目についた方が出て行って、おじいちゃん、おばあちゃん、何か手伝うことはないでしょうかという声をかけるような、そういう気持ちが設備なんかよりも一番大切だと僕は思っておりますので、ここにいらっしゃる執行部の皆様方の下にまた一般の職員の方々がいらっしゃると思うんですが、その辺をぜひ考えていただき、温かみのある五ヶ瀬町という形でお年寄りを大切にしていただければと思っております。

町長、その辺はよろしいでしょうか。

○町長（原田 俊平君） はい。

○議員（2番 小笠原将太郎君） ありがとうございます。

それでは、小笠原将太郎の一般質問はこれで終わらせていただきます。

あと、最後に付け加えになるんですけど、僕、非常に今、ウクライナで紛争が行っております。五ヶ瀬町としても何か動きができれば、大きな話になりますけども、人のために役に立てられる町になれるのではないかと思いますので、何かそういうことがまた執行部の皆様のほうからでも上がってくれば、議員として協力もしたいなと思っておりますので、その辺も併せてよろしくお願ひい

たします。

どうもありがとうございました。失礼します。

○議長（甲斐 政國君） これで、小笠原将太郎議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） 約1時間経過いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

場内の時計で、11時10分から再開したいと思います。

午前11時03分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、1番、甲斐義則議員、御登壇願います。

○議員（1番 甲斐 義則君） 議席番号1番、甲斐義則です。通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項、農業経営支援について。

質問の要旨。現在、コロナ禍の中、農業経営も厳しい状況であります。令和3年は、前年に比べ、夏秋野菜の価格がトマトでは78%、キュウリが74%、インゲンが79%、ピーマンが90%、ナスにおきましては42%と低い売上げでありました。

本町において農業は重要な基幹産業であり、町としても何らかの支援をするべきではないかと思っておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐義則議員の農業経営支援についての御質問にお答えいたします。

五ヶ瀬町の令和3年度におけるJAでの取扱数量の実績に基づく野菜関係の販売実績等につきましては、甲斐議員から紹介されましたとおり、令和2年度と比較しますと減少しており、非常に厳しい状況であると認識しております。特にナスにおいては、6月から7月頃の出荷期における販売単価の安値に伴い、大変、厳しい状況であったと認識しております。

その原因としては、コロナ禍による飲食店の営業停止や自粛による影響をはじめ、全国的な豊作に加え、家庭菜園からの直売店への出荷の増加など、様々な要因があると聞いております。

しかしながら、夏秋野菜につきましては、その年の気象状況などにより、品目ごとに市場での価格変動があることから、農業経営の影響にもばらつきがあると思われるところでございます。

現在の本町における園芸作物についての支援状況としましては、各生産者組織育成や各種機械や施設資材など、補助事業による支援を基本的に行っております。

町としましても、夏秋野菜など園芸作物の振興は特に重要な課題であると認識しておりますので、生産者からの要望や支援策に対しまして提案頂くと幸いです。

私からは以上ですが、現在の支援制度の詳細につきましては、農林課長から答弁をさせます。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。甲斐義則議員の農業経営支援についての御質問につきまして、現在の支援事業の状況につきまして、近年の状況も踏まえ、私のほうから答弁させていただきます。

夏秋野菜等の農業支援に関する補助事業の状況につきましては、まず、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援事業としまして、コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を財源といたしまして令和2年度から令和3年度において、まず消費拡大を目的として、西臼杵3町の連携事業としましては、送付発注の受注があった高千穂牛や農産物の送料並びに箱代等の助成に、助成を行う農産物消費拡大支援補助金の実施をしております。

本町の単独での事業としましては、町外での農産物のPRや販売の経費に対する支援ということで農産物等物産展支援補助金支援事業、並びに2年度におきましては、前年度の売上金が20%以上減少した認定農業者に対しまして上限10万円の給付金を支給し、25名の申請があり、243万円の支援を行ったところであります。

コロナ対策以外の町単事業につきましては、継続した補助事業でありますけれども、（カガヤク）農業所得向上支援事業による、遮光資材とかハウスの巻き上げなど、各種資材や農業機械の導入それから施設等の整備費への助成、また生産者育成補助金による野菜生産組合などへの活動助成。それから、国庫事業等の産地パワーアップ事業による、茶工場とかですね、ハウス施設の整備など経費に対する補助金による支援を行っているのが現状でございます。

なお、そのほかにも、国の補助事業でありましたが、農業者個人や法人の方が直接申請された、農業経営を継続するための機械装置等の補助金であります経営継続補助金とか、前年比の売上金50%以上の減収の減収に対する給付金であります持続化給付金なども、町内の農業者の方々が活用されているところであります。

また、令和3年度は、販売価格対策としまして野菜価格安定対策事業補助金、それから農業生産基盤維持積立金のほうから取崩しを行われまして、インゲンを除く4品目の部会に対しまして交付金が交付されているようでございます。

夏秋野菜等の農業支援に関する補助事業の状況につきましては、以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 1番、甲斐義則です。

今、コロナ関連の事業等、また町の補助金等は私も存じておるわけでありますけれども、先ほど

町長も言われましたとおり、農業は自然相手でありまして、去年はコロナ禍に加え、夏秋野菜においては、定植後の長雨により日照不足となったことで、開花、結実、早生に大きく影響し、収量減退につながった状況であります。

近年、異常気象が叫ばれる中、温暖化や不安定な天候による品質低下、収量減少が問題となっております。このような問題が続く場合は、生産者の意欲が低下し、五ヶ瀬町の農業生産にマイナスとなり、農業経営にも大きな影響を及ぼすと思われませんが、町独自の支援はないか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。甲斐義則議員からの質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

現在の支援状況としまして、気象状況による農業生産物の収量減少や品質低下による価格の低迷などに対する補助事業というのは、ないところでございます。

今年度の対策と申しますか状況におきましては、8月の上旬に、JA高千穂地区農産部、それから西臼杵支庁農政水産課、それから普及センター、西臼杵地区3町によりまして、夏秋野菜価格低迷に関する対策会議が行われまして、当時の販売状況や要因、それからJAでの対策状況、当面の対応などについて情報を共有して、共有を進めたと、協議が行われたところであります。

これまでも、自然災害による生産者への影響は、予測が困難なこともあり、そのときの状況に応じて対策を講じてきたと思われまして。

今後も、各関係機関との連携の下、状況確認に努めまして、緊急的な支援も考慮しながら、必要に応じてですね、その対策とか補助事業などの支援を行い、生産者の意欲の向上につながるよう進めていきたいと考えているところであります。

現在の夏秋野菜に関する単独事業につきましては、議員も御承知のとおり、五ヶ瀬町（カガヤク）農業所得向上支援事業により、各種の資材とか機械等の購入等に支援を行っておるところであります。

その事業につきましては内容を見直しまして、次年度の新規事業、五ヶ瀬町園芸農業支援事業補助金として協議を進めてまいりました。主な変更点につきましては、従来の補助対象でありました省力化とか付加価値の向上などに係る資材や機器の支援に加えまして、ハウスの材料とか維持管理に係る資材の追加、また西臼杵地区農業山地振興計画というのをございまして、それに上げられておりますトマト、キュウリ、ナス、ピーマンなどの重点作物となる夏秋野菜、それから本町にて作付推進を行っておりますリンゴやグリーンリーフなどの作物について、新規に作付される場合に限りでございますけれども、購入の苗代金等の一部を支援する、町単事業の見直しを行ったところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、甲斐義則議員。

○議員（1 番 甲斐 義則君） 1 番、甲斐義則です。

現在——農林課長の報告にありましたけれど、緊急時の対策等、いろいろ対策してもらいまして夏秋野菜農家への支援をお願いしたいと思いますが、現在、町単事業としまして、果樹においては加工用ぶどう安定確保対策事業によるワイン用ブドウの購入価格に対する上乘せ助成や、畜産においては、優良繁殖雌牛導入奨励事業、優良雌牛改良導入事業による雌牛導入に対する助成、特用林産物におきましても椎茸生産対策支援事業による種ごま購入に対する助成など、導入や植菌などへの補助事業が構築されており、また国・県の事業並びに町単事業による、施設や機械、資材などに対しても補助事業が構築されており、生産者にとっては大変重要な——貴重な支援であり、今後も継続していただきたいと思っております。

しかしながら、夏秋野菜においては、国、国や県の事業を生かした機材や資材への支援事業はありますが、直接、作物への支援がなく、その支援が必要ではないかと考えます。

そこで提案であります、その支援策として、夏秋野菜の苗代金の全額支援、次に、本町の場合、JA市場に限ってであります、横持ち運賃が発生しており、生産物の出荷において五ヶ瀬町から高千穂までの運賃、高千穂町から市場への運賃と、二重の運賃が経費負担となっており、その運賃などの支援が必要ではないかと思っております、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。私のほうから、甲斐義則議員からの質問にお答えさせていただきます。

夏秋野菜におけます支援の提案として、第1点目に、夏秋野菜の苗代金への全額支援について、第2点目に、JA出荷時において本町においては集荷場の関係で発生する横持ち運賃の運賃経費について、御支援、支援できないかという提案でございます。

現在の本町の補助事業では、議員の言われるとおり、ブドウやお茶の苗、シイタケの種ごま等の支援を行ってきており、夏秋野菜の園芸作物の苗代金とか運賃に対する補助事業は行っていない状況でございますが、先ほど農林課長が答弁しましたとおり、次年度に向けては、主要な重点品目の夏秋野菜などについては、新規に植栽される場合についての限りというのがありますが、苗代金を一部支援するという、町単の補助事業の見直しを現在進めているところでございます。

甲斐議員から御提案頂いた内容につきましては、まずは、町内の夏秋野菜における苗代金や運賃等の経費状況確認が現在まだ不十分でありますので、現状把握を早急に行い、品目ごとにおいても、ここ数年の販売平均単価や生産量の動向についてはそれぞれ違いがあると思われまので、JAまたは普及センターなどの関係機関からの情報収集を頂きながら、補助事業の内容について

協議を進めていくという考えであります。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、甲斐義則議員。

○議員（1 番 甲斐 義則君） 1 番、甲斐義則です。

これで私の質問は終わらせてもらいますが、第1次産業であります農業は、最初にも申し上げましたが、本町において重要な基幹産業であります。高齢化問題、耕作放棄地問題、鳥獣被害問題等、いろいろ問題がありますが、今後も、五ヶ瀬町の農業経営状況にしっかりと目を向けていただき、支援をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（甲斐 政國君） これで、甲斐義則議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、6 番、佐藤成志議員、御登壇願います。

○議員（6 番 佐藤 成志君） 6 番、佐藤成志です。通告に従い、一般質問を行います。

まず、1 点目であります。ふるさと応援寄付金の今後の進め方について。

ふるさと応援寄付金、いわゆるふるさと納税制度でありますけれども、この制度がスタートしまして10年余り経過いたしました。五ヶ瀬町も取り組んでいますが、県内ランキングワースト3位と極めて厳しい状況にあります。

以上のことを踏まえて、次の3点について質問を行います。

このランキングが低いということについて、なぜこんなに低いのかという、その原因について。そして、毎年、このふるさと納税応援寄付金についての検証はなされているのかと。

それから、今年は幾らだということ目標設定がなされているのか——で、今後の進め方について伺いたいと思います。

2 点目であります。新型コロナワクチン追加接種等の状況についてであります。

新型コロナ感染症オミクロン株が全国的に拡大いたしました。ようやく、まあ全国的には減少傾向になりました。しかし、五ヶ瀬町においては、この私が通告を2月14日に通告書を出したんですが、その以後、20名の発生がありまして、減少ではなく増加している状況であります。

町のワクチン接種は、2月中旬から進められております。以上をもって、また3点ほど伺いたいと思います。

高齢者の接種が続いておりますけれども、2月末時点の接種率はどうなっているのか。また、ワクチン接種の完了予定日は、いつで予定しているのか。

5歳から11歳までのワクチン接種については、どう行うのか。

以上、ワクチン接種についても伺いたいと思います。

まず第1点目から、お願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 佐藤成志議員からの質問の第1点目、ふるさと応援寄付金の今後の進め方について、まず私のほうからお答えさせていただきます。

ふるさと応援寄付金についての御質問であります。この件については、さきの令和3年第4回定例会においても御質問を頂いております。その際にも答弁させていただきましたが、制度の背景としましては、ふるさと納税創設当初の国の狙いと地方の取組の相違が進んでいる実態であります。本町においても、ルール内で取組を進めてきたことで、少なからず寄附額も増加傾向ではありますが、全国レベルとはまだまだ、差があつてですね、議員御指摘のとおり、貴重な町の財源として、次年度に向けては寄附額を増やす取組が必要だと、私自身、考えているところでございます。

また、個別の質問が出されておりますので、再度、それぞれの質問については一問一答でお答えさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。いいですか。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） まず、この少ないという要因についてであります。

先般、まあ問題発生前でありますけど、都農町に、町長ほか課長、担当者等が出張なされて研修をされたと思っておりますが、この質問に関連しますけど、何が足りないかということが分かりました。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

寄附額の少ない原因についてであります。貴重な寄附金でありますので、一概に「本町の寄附額が少ない」との絶対的な判断はしかねるところですが、他の自治体と相対的に比較して、少ない要因としましては、ポータルサイトへの取組を始めてまだ年月が浅く、本町の返礼品が全国に浸透していないということと、あわせて寄附額に対するコストパフォーマンスの部分にあると考えております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 少しずつは、回答では、伸びているということではありますが、具体的に数字が私のほうにも提出されていますけれども、このことについて、毎年、検証をして、どうするんだということは記憶されているのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

毎年の検証についての御質問であります。他自治体の寄附額と照らし合わせ、これまでも本町独自で検証を行い、次年度の取組につなげてきたところであります。

毎年、ポータルサイト、返礼品を増やししながら、令和3年度においては、2月末の実績ではありますけれども、ふるさと応援寄付額1,977万円、企業版ふるさと応援寄付額1,340万、合計の3,317万円で、企業版まで含めると昨年度から約2倍弱の増加につながっているところであります。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） この検証によって数字が少しずつ伸びているのについては分かりますけれども、この検証時において、このふるさと納税についての特化したグループとか担当者を置くとかいうことについては、検討はなされていないのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの、ふるさと納税制度への行政の取組、組織の在り方について御質問頂いたところでございます。

現在、企画課内に当然、グループ長、それから担当者レベル、その企画課——課長もですけど、それぞれに、ふるさと納税については従事しております。今回、まあ現状ではですね、都農町のように1つの組織でまだいけない段階ですけど、順を追って、職員を、何ていうかな、張りつけを見直しながら拡充していくという基本的な考えは持っております。

次年度ももう、企業版ふるさと納税、今年も頂きましたが、コスモス薬品からもですね、一定レベル、今年以上の寄附額の内示も頂いておりますし、ポータルサイト、返礼品についても、例えば当然、高千穂牛は使っていきますが、その他の牛肉関係も、他の自治体同様、取り組みたいと思いますし、五ヶ瀬のやはり、このおいしい水でできた米をもう少しPRしていくというのを、都農町からも強くアドバイスを頂きましたので、その辺の取組を既にスタートさせております。

そういったところで、当面、その伸びていくだろうという期待を持ちながら、精いっぱい、我々も取り組んでいくという考えです。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。

今の検証及び私のほうの質問であります特化したグループとかいうのについて説明がありましたけれども、通常の大い町村を見ると、ほとんどがもう、その、このふるさと納税だけでも打ち込むという職員の配置、またそれもかなりの人数で配置しているというのがほとんどであります。私たちのまちも、小さい町ですから、なかなかその職員の配置等も難しいであろうとは

思いますけれども、ふるさと納税が増えるということであればですね、それについて十分、それに応えることができると思いますので、ぜひ、この増員については、そしてまた特化についてはお願いしたいと考えているところです。

その中で、ふるさと応援基金が今、基金として、ふるさと応援基金として1月末には6,342万2,000円となっています。この活用については、どう、どういう活用を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。

活用の部分につきましては、ちょっと、通告がございませんでしたのでちょっと思いつきで話させていただきますと、いろんな町独自の、五ヶ瀬ならではの事業に充当していくことがよろしいのかなと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 寄附を、五ヶ瀬に応援したいという人がふるさと納税として寄附をされたわけですから、この基金についても活用がまた重要ではないかと考えております。

ふるさと納税をしていただいた方々に、五ヶ瀬町では町民のためにこれだけ役立っていますよとかいうことについてですね、納税に対しての事後報告とかはなされているのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

充当した、充当され使われた納税額につきましては、広報誌で1年に1回、公表するようになっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。

この事後報告というのは、かなり重要だと、私は考えております。

ふるさと納税をしました。ただ、どんなことに使われているのかというのがですね、気になるという方もたくさんいらっしゃると思いますが、その中で皆さんが、納税された方が、五ヶ瀬に応援してよかったと、五ヶ瀬の町民のためにこれだけ役立っているというのがしっかり分かるようにですね、事後報告というのは必要だと思います。そのことがまた、次の納税の額にまた反映してくるのではないかと思います。

今後の進め方について再度伺いますが、回答がありましたけれども、この中で、新規の返礼金——あ、返礼品ですか——の開発を想定したいということでもありますけど、具体的に何かもう、

検証をなされているのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

今後の進め方についての御質問であります。本年度において、ふるさと納税対象指定自治体からは除外されている状況ではありますが、先ほどから、議員からもお話があったとおり、都農町に先行自治体として取組について情報を頂いたところであり、アドバイスを参考にしながら進めてみたいと思っております。

まずは、本年度、利用を開始したポータルサイトの中の画像を含めたページ内の充実を図りたいと考えております。また、全国的に好評である地元産米の定期便や混在ルールを活用した返礼品の選択、あわせて送料、手数料を返礼品から除外しコストパフォーマンスの充実を図ってまいります。

既にですね、本日、本日から、新たな商品というのをアップさせていただいている状況です。

また、特産品開発事業を見直しまして、返礼品開発枠とその採択を審査する審査会を創設させていただき、地域からの返礼品へのアイデアを採択したいと思っております。

次年度に向けた取組については、以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。

新規のですね、また返礼金等は検討されているし、また準備ができているという状況でありますので、期待はしているところです。

このふるさと納税の増えることによって、町民についてのその還元が、相当変わってくると思います。昨年末から1月にかけて、議員において地区巡回をいたしました。そのことに——そのとき、町民から小さな要望が結構あったわけです。この「小さな要望」というのは、当然、五ヶ瀬町が町民に対してしなければならないということの小さな要望でありましたが、こういうこのふるさと納税を利用したことに、そういうことに対して使えることが多く発生するということがありますので、ぜひ、これについては、さらに、令和4年度は力を入れて取り組んでもらいたいと考えております。

以上で、ふるさと応援基金については終わります。

第2点の新型コロナワクチン追加接種について伺いますので、お願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員の、新型コロナウイルスのワクチン接種、追加接種の状況について答弁させていただきます。

まずは、質問にはございませんが、2回目までの接種状況につきまして、まず御説明させてい

たきます。

本町の1回目及び2回目の接種率は、2月27日現在で、1回目が91.2%、2回目が90.5%となっております。この接種率は県内の市町村において5番目に高い接種率となっております。

それでは、1点目の、2月末時点の接種率につきまして御説明いたします。

本町では、2回目接種が終わった時点で3回目接種に関わる意向調査を行い、町内での接種を希望された方が83.5%ございました。この方を対象に、2月7日から「ごかせ荘」入所者の接種を始め、2月14日から町民センターでの集団接種を開始しております。

2月末日の時点におきましては、全体で44.5%でございます。当初の予定では30%弱となっておりますが、政府が1月末に、65歳以上高齢者を2月末までに前倒しするよう要請がありましたことを受けて、計画の見直しを行った結果によるものでございます。

2回接種までは2名の看護師による接種体制で実施しておりましたが、2月21日からは3名の看護師により接種を行っており、会場が密になる等の課題もありましたが、会場のレイアウトを変更するなど、それぞれ工夫をしながら進めているところでございますので、御理解を頂きたいと思っております。

2点目の御質問の接種完了予定日ですが、集団接種を5月16日としております。これも、当初計画では7月上旬に終える予定で計画しておりましたが、全体で2か月の前倒しの見直しを行っております。これは、政府が2回目接種から8か月以降に3回目接種しておりましたが、6か月以降に3回目接種をするよう方針が変更になったことを受け、見直したものでございます。

続きまして、5歳から11歳までのワクチン接種につきましては、本町の病院には小児科がございませんので、小児科医の派遣を高千穂町国民健康保険病院にお願いしております。接種日は4月23日に1回目を行いまして、3週間後の5月14日に2回目を実施いたします。会場は、いずれも町民センターを予定しております。

小児接種は平日ではなく、初めて土曜日に実施をいたします。小児接種につきましても、接種の意向調査を行いまして、対象者の44%程度が接種を希望されております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。

2月14日に私がこの通告書を提出したという話を先ほどしましたけれども、その時点では、まあ減少傾向で、ほとんど五ヶ瀬も出てなかったということでありましたが、その後、急速に出まして、昨日までに、それからプラス20名ということで30名ということになりました。

ワクチン接種はかなり順調に進んでいまして、接種率も上がっているんですけども、このワ

クチン接種のスピードをもっと上げるということについては可能なのか、伺います。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

基本的に、6か月をたたないと、2回目の接種から6か月をたたないとできませんので、これ以上早めるということは不可能でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6か月というのがですね、やはりネックになっているかなとは考えておりますけれども、ただ、この「6か月」というやつに、まあ、まあ国の方針もありますから、五ヶ瀬町独自で変えるということではできませんでしょうけれども、できる限りのスピードアップをお願いしたいと考えております。

今週、来週と、ワクチン接種が行われていないということでもありますけれども、この「6か月」ということがネックでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

6か月というのがネックというよりも、ほかにスケジュールとの兼ね合いということもあります。当初は、町民センターで謝恩会とか、学校の、その辺が予定されておりました。ですので、急遽、取りやめになったという経緯がございますので、その辺りでできなかったということがございます。

以上になります。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 接種スピードを上げるということが町民への不安払拭となるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思うんですが。

この中で、感染者の特定が、難しいというか。もう細部な情報は必要ないんですけども、情報が少ないがためにですね、町民が非常に、感染が——に対する不安がですね、また増えていますのでなおさらのことですが、情報の提供に限界があるのか。県民、県からの情報だけで、もしくは高千穂の保健所からだけの情報でしか、五ヶ瀬町にないのか。どこまで、出すと。まあプライバシーもありますし、いろんな諸問題もありますから、細部まではいりませんが、どこまで情報が出せるのか。いかがでしょう。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの情報提供に関する御質問にお答えさせていただきます。

実は、今日も4時半から、知事と26市町村長のウェブ会議が開催されるんですが、もう1週間に1回程度の頻度でやられている、1月以降ですね、やられているんですが、常々やはり、情報開示の意見は各自治体から出されております。

現状では、やはり、基本的には、県からの情報提示は出されないというのが実態です。その中で、やはり、ただ、保健所への問合せとかですね、やはりここ辺が困っているのでこの部分だけはこの部分で、情報提供は、問合せすればですね、答えてくれる項目もございますが、基本的には情報開示はなされないというところでございます。

そういった中で、それぞれ、県から定期的なテレビを使った情報提供があったりSNSを使った情報提供あるんですが、今日の新規感染者が何名ですと。各自治体の数はこういうですというのが出てくるんですが、その前段で、首長にはですね、それぞれ、福祉保健部のトップのほうから、こういう状況になりますよというのは、出されますが、これはもう極秘ということでのただしで来ますので、それが私なりどこかの首長が率先して町民に発信するというのは、なかなかできないという状況でございます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。

情報の少なさがなかなか町民を不安にさせているのが、実態であります。町のホームページに毎日更新されて、感染者が出ます、出たことについての情報については分かりますが、ただ、感染経路等がですね、そういうのは不明でありますので、どうやって注意したらコロナを防げるんだというところまでがですね、ちょっと、やはり町民の、町外になるべく行くのは控えましょうとか、いろんな、消毒をしましょうと、マスクをしましょうとかいろんなありますけれども、この感染経路の不安なところがまた一つの要因ではあるかと思っておりますので、まあ情報提供に限りがありますけれども、できる限りの情報をですね、町からも発信してもらいたいと思っております。

続きまして、5歳から11歳までのワクチン接種についてです。

もうほかの市町村でスタートしているところもありますが、国の指導では、努力義務ではないとは言っていないと思います。

五ヶ瀬町でも、2月16日以降、10歳未満の子供たちの感染が相次いでおります。ワクチン接種していればということもありますけれども、このワクチン接種については、その自治体の判断でしましょう。まあ、保護者に、ですね。また保護者の判断で、手を上げて、保護者が、うちの子供にはワクチン接種をしますという。

どういう方法で行うのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

さきに町長が答弁いたしましたように、意向調査を行いまして、保護者の意向によって——本人に判断というのはまあまず無理ですから、保護者が同意するということが前提になります。それで44%程度の今、希望。170人に調査を行いまして、75名程度ということになっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 保護者が判断でということが重要になってくるんですけども、ただ、この保護者側がですね、なかなかこのワクチン接種には不安があるんです。

このワクチン接種について、するべきかしないべきかという相談窓口というか——のはあるのか。また、そのことについて、保護者についての周知はどうやって行うか、伺います。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

相談窓口といたしましては、福祉課に相談をされる方も、まあ少数ではありますけど、いらっしやいます。ただ、我々はなかなか、厚生労働省が言っていること以上のことは言えないということがございますので、それに従って案内をしているという状況にあります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 個別に周知をするということでよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

個別にといいいますか、まあ、意向調査の中では、そういうことに関しては特には触れてはおりません。あまり、その……、勧めたりとか、やめたほうがいいですよとか、そういった情報を積極的に乗せるわけにはなかなかいかないというのがございますので、そこは、やっておりません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） この5歳から11歳まで、統計も出ていまして、ワクチンを打った子供については重症化率ほぼゼロという統計も出ています。ワクチン接種が、五ヶ瀬町内、まあ全国もですけど、含めてですね、非常に重要になってきますので、この5歳から11歳までのワクチン接種についてもできる限りスピードを上げて行ってもらいたいと思います。

また、昨日の報道でもあっていましたが、この子供のワクチン接種について、一部の人たちがですね、させないという運動で、病院に文書を送ったり、また学校等に、ワクチン接種をさせな

いようにというような行動を起こしているということもありました。五ヶ瀬町内に来ているかどうかについては分かりませんが、そういう、まあいわゆる、保護者の不安をあおるという面もありますので、十分な説明を行って、そのワクチン接種を進めてもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） これで、佐藤成志議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） 12時となりますので、暫時休憩といたします。場内の時計におきまして13時ゼロ5分から再開いたします。

午後0時03分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、5番、渡邊孝議員、御登壇願います。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。通告に従って、一般質問をさせていただきます。

質問の事項1、災害時等に倒壊や屋根材の飛散するおそれがある古い建物に対する町の考えは。質問の要旨、内容。

- (1) 行政としての実態把握と今後の対応は。
- (2) 学校の通学路の安全確保と対策は十分であるか。
- (3) 町が所有する建物の倒壊の危険性の把握や安全性の確保は、十分になされているか。

質問事項2、鞍岡複合型交流施設の今後の活用と将来的な方向性は。

質問の要旨、内容は、質問の際に説明させていただきたいと思いますので、御了承を頂きたいと思えます。

それでは、質問事項の1、倒壊や飛散の危険性のある古い建物についての町長のお考えをお伺いしたいと思いますが、その前に、私がこの質問をした理由について少しだけ説明をさせていただきます。

御承知のように、2年続けて議員による町内巡回を実施したわけでありまして。その中で、倒壊寸前の危険な家屋が多数見られたということ、また住民の皆さんからもそういった倒壊寸前の危険な建物の不安な声と御意見がたくさんございましたので、今回質問をさせていただいた次第です。どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

(1) の倒壊のおそれのある建物の実態把握と今後の対応を含めた御回答を、併せてお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員の1点目の質問、災害時等に倒壊や屋根材が飛散するおそれのある古い建物に対する町の考えはということで、（1）、最初の項目、行政としての実態把握と今後の対応はということからお答えいたします。

倒壊等のおそれのある建物に対する町の考えについての御質問であります。本町においては、昨年第1回定例会において、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の諸問題及び再利用についての町の手続を定めた「空家等対策の推進に関する条例」の議決を賜り、施行させていただいたところであります。

また、条例の制定を受け、五ヶ瀬町空家等対策計画を策定し、具体的な対策案を提示させていただいているところでもあります。

この倒壊等のおそれのある空き家、いわゆる特定空家等は、全国的にも大きな課題となっているものの、個人の財産である物件への対策であること、また対策に関わる費用回収の確実性の観点から、行政による代執行の事例は数例に留まっている状況にあります。行政代執行によることなく自主的に解決できれば望ましいと思うところであります。解決しがたいケースにおいては、条例の定める手順に沿って対処を進めることとなります。

除却に対する支援についてであります。国庫事業において除去に対する支援制度は設けられておりますが、跡地を地域活性化のために利用する要件と、もしくは特定空家等として認められた場合等の要件があり、協議会において、個人所有物の特定空家等として認めるか否かの慎重な判断が課題であると考えます。

また、地方単独事業による支援についても、全国的に数例の実施に留まっており、個人の財産に対する助成の在り方、また所有者との合意形成の難しさがあるものと感じております。

今後の方向性は以上であります。実態把握等については担当課長から、もう少し詳しく答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

特定空家等の実態把握につきましては、今年度、業務委託により行っております空き家調査において把握できるものと考えております。本調査は、活用できる空き家を洗い出し、空き家バンクへの登録物件数を確保することが目的ではありますが、物件を老朽化度のランクづけをすることで、町内空き家の実態把握ができる仕組みとなっております。

その後においては、町民からの相談等に応じて、調査結果と照らし合わせ、現地調査及び所有者等の事情把握を行い、空家等対策協議会により、特定空家等に該当するか否かの判断を行う手

順となっております。

特定家屋等と空き家等として該当するとされた場合におきましては、助言、指導、勧告、命令、代執行と進んでいくこととなりますが、先ほど町長が答弁されたとおり、手続を踏まず自主的な解決の方向に促すことが望ましいと考えているところです。

特定空き家等の実態把握については、以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

ただいま町長答弁の中に、空家等対策計画を制定し、具体的な対策案を提示させていただいているところですが、ということがありました。もし、今現在ですね、その具体的な対策案というのがございましたら、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおりなんですが、具体的な手続によって進めるということを経済計画の中でうたっております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

答弁の中に、国庫事業において除去対応をする支援制度があるということでもあります。

私、詳しく知りませんでしたので、いろいろと調べてみましたら、国の国土省から支給される助成金、補助金等があるようであります。ただ、その条件、補助額とですね、手続とは様々で、いろいろと難しい課題を抱えているのかなと思っているところでもあります。

私自身の考えとしてはですね、基本的には、補助金・助成金を活用して民間のその危険な家を解体、撤去するということは正直あまり賛成ではありません。なぜなら、自治体の負担が大きいということと、助成金によっては、市町村によっていろいろと違いがあるということであるようであります。

その中で、いろいろ検索というか調べてみましたら、いろんなそういった補助金、助成金等を活用されている自治体もありましたので、ちょっと参考のために御紹介させていただきますと、近くは延岡とかがいろいろあるんですが、やっぱり、工事費の3分の1とか2分の1とか、上限は100万ですとかいろいろあるんですけども、自治体によって様々であるようであります。事業としても、国庫事業、空き家対策総合支援事業とか空き家再生推進事業とかいろいろあるんですが、まあ一般的なこの感じでいきますと、仮に300万程度かかった場合には、自治体の負担が120万程度というのが大体平均的なものらしいであります。ですから、うちの自治体の財

政といったことを考えると、どうなのかなというふうに思っているところです。

次に、企画課長のほうから御説明がありました実態把握の部分ですが、今年度実施された空き家調査によって把握はできているというお話でありました。さらに、特定家屋等として該当された場合は、助言、指導、勧告、命令と進んでいくということでもあります。

把握されているということですが、件数等もですね、恐らく把握はされているとは思いますが、私個人的なこの考えからすると、昨年、空き家調査ということでされたようですが、今までに公民館長さんとか組長さんを通して地元のそういった何か調査をされたということがあつのかなと思いましたので、ちょっと御質問させていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

行政事務連絡会等を通じての実態把握というのは、記憶の範囲においては、これまでされてないものと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

じゃあ、いずれにしても、実態把握を今後しっかりと対応していただいて。中には、緊急性や安全性の点から早急に解体・撤去を実施しなければならない事例に関しては、先ほどの国庫補助金等や空き家対策総合支援事業などを活用していただいてですね、実施していただければと思うところであります。

続いて、（2）の学校の通学路の安全確保と対策は十分であるかということで御質問いたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 通学路の安全対策は十分かという質問でございます。

通学路対策については、所管というか管理は教育委員会ですので、教育委員会のほうから答弁させます。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 教育次長です。ただいまの渡邊孝議員の、通学路の安全対策等についての御質問にお答えいたします。

まず、平成24年になりますが、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したということから、当時、関係機関による緊急合同点検が実施されております。その対策等についても協議が行われた経緯がございます。

本町においても、その後も引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行わなければならないと

ということで、通学路安全推進会議を設置いたしまして、それに併せて五ヶ瀬町通学路交通安全プログラムを平成26年12月に策定し、新たな危険箇所の追加や対策済みの箇所、また新たなところの対策等について、随時、更新しながら、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ってまいったところであります。

この通学路安全推進会議の委員であります。道路管理者である支庁土木課、また本町役場建設課、そして高千穂警察署、あと小中学校関係者で構成をしております。ただ、近年、倒壊の危険性がある空き家の対策が必要ということから、平成30年度より総務課及び企画課も委員の中に入れていただいて、その情報共有を図ってまいったところであります。

現在の通学路における安全対策についてであります。現段階では、登下校時には危険家屋の反対側を通る、ある一定の距離を保ち近づかないというなどの指導を各学校が行っている状況であります。

また引き続き今後も、指導、その指導をお願いしていきたいというふうに考えております。

私のほうからは、以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

いろいろ対策をされているということで、安心したところあります。

今回、先ほど申したように、巡回をした場合に一部の住民や保護者から「心配な場所があるよね」という御意見がありましたので、現地を確認させていただきました。個人的にも、ちょっと、うん、危ないのかなと思うところがありましたので、私たちの大切な宝である児童生徒の命を守るという意味からもですね、安全確保対策をしっかりと今後もしていただきたいなと思うところあります。

参考までにお伺いしますけども、今までに住民または保護者から、危険な建造物、建物の指摘を受けて、そういった持ち主等への相談をしたとか、された経緯があるのかなと思ったんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） ただいまの渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

確かに、議員のおっしゃるとおり、これまで学校関係の方とか地域の方などから、児童生徒がちょっと、通るにはちょっとここ危ないんじゃないかというようなお話を、確かに頂いております。

そういった場合につきましては、そういった空き家等の担当課であります総務課さん、総務課のほうにちょっと相談させていただいて、現地も確認し、所有者の方へ連絡をさせていただいて、そのお考えなどを確認するなど、そういった対応をさせていただいたところあります。

中には、すぐに御対応頂いた所有者の方もございますが、やはり、先ほど町長の答弁のほうにもありましたとおり、個人の資産ということでもありますので、すぐすぐに取り組——取り組んでいただけるといのがやはり難しいという状況でございますので、そのままになっているようなところもございます。

そういうことでありますので、先ほど申し上げましたとおり、各学校において、近づかない、反対側を歩くというような指導を引き続きお願いをしていくことが大事ななというふうに考えております。

私からは以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

分かりました。今後、そういった相談があったときには、真摯に捉えていただいでですね、しっかりと対応をしていただくように、改めてお願いをしたいと思っているところではあります。

次に、（3）の、町が所有する建物の倒壊の危険性の把握や安全性の確保は十分なされているかということについて御質問をさせていただきたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

町が所有します施設における倒壊の危険性の把握、またはその安全性の確保についてであります。まず、施設の実態把握につきましては、統一的な基準による地方公会計制度に基づく財務書類の資料となる固定資産台帳を更新するために、毎年、委託により調査を行い、町有施設の資産老朽化比率、また有形固定資産を洗い出しております。この一連の作業を通して、施設の老朽化の状況把握を行っているところであります。

次に、今後の対応についてであります。町有施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の維持管理、更新または廃止を実施することとされております。町有施設において、改修による長寿命化と更新または廃止について、効率的な維持管理費用の側面から判断し、活用が見込めない施設につきましては順次解体を実施していくこととなります。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

今、企画課長のほうから答弁がございましたが、固定資産台帳を更新するために、毎年、委託による調査を行っているとのことでもあります。

私が、これ町の所有物ですが確認したとこですね、かなり傷みの激しい施設もあった、あるようであります。今後しっかりと調査、そして対応をお願いしたいと思うところでもあります。特に、

スキー場やキャンプ場など、外からのお客さんの目に留まりやすいレジャー施設等は、注意深く実態把握をしていただいて、お客様に悪い印象を、悪いイメージを与えないようにしていただきたいなと思っております。

今回のこの倒壊や屋根材の飛散する可能性のある古い建物に対する質問——ではあるんですが、本来であればですね、質問者が幾つかの提案事項を持って質問すべきかとは思いますが、なかなか見つからず、申し訳なく、残念に思うところであります。

最近、町所有の旧米田邸が解体されたということをお聞きしましたので、担当のほうにお聞きしました。解体面積と費用はどんなもんだろうかということで聞いてみましたところ、150平米で350万ほどかかったということで、やっぱり、かなり高額な費用がかかるということであります。

やはり、この問題の最大の課題はですね、解体費用が高額であるということだろうと思います。解体したくても、できないと。持ち主が積極的に解体・撤去できるような環境状況になればいいかとは思いますが、なかなかそういう状況にないということでもあります。

あえて、強いて提案するとすれば、資本力のある個人の方々や、また会社をお願いしてですね、解体・撤去をしていただければ土地は差上げますよというような、今回のこの米田邸のような事例になれば、まあ若干、進むのかなと思うところであります。

ただ、今日のこの質問で、私がこの課題を皆さんと共有して、今後、少しでもこの課題解決につながっていけば、その第一歩になればと、深く願っているところでございます。

続いて、質問事項の2に参りたいと思います。

鞍岡複合型施設の今後の活用と将来的な方向性についてということでもあります。

質問の要旨、内容を御説明させていただきます。

(1) 現在、集落支援員1名と地域おこし協力隊1名ですが、今後、施設管理体制において、増員する考えがあるか。また、今後の事業計画も併せてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

鞍岡地区複合型交流施設の今後の有効活用と将来的な計画についての御質問についてでございますが、本施設の背景として、平成28年の鞍岡中学校の閉校から、跡地の活用について様々な検討会で協議がなされてまいりました。

今年度、持続可能な鞍岡地区の地域づくりを実現することを目的として、本施設を活動拠点とする地域自主組織「ぎおんの里づくり協議会」の設立に至ったところであります。本協議会の運営は、事務局として集落支援員を、地域づくりの実動として地域おこし協力隊を配置していると

ころでございます。

今後の施設管理体制について、集落支援員及び地域おこし協力隊を増員する計画に対する御質問もありますが、町全体の方向性としては、地域自主組織の設立に向けた準備状況または組織の事務量に応じて集落支援員を配置し、地域おこし協力隊については、一部の地域に限定することなく、町全体の地域づくりの課題解決に向けた配置を行ってまいりたいと考えております。

全般的な考え方は以上であります。具体的な内容につきましては、担当課長、企画課長から答弁をさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

集落支援員及び地域おこし協力隊の具体的な今後の計画であります。現状、予算案、案の段階ですので、令和4年度においては、協議会事務局に配置する集落支援員の事務補助を行う人員について、短時間勤務で配置する経費助成を計上させていただいております。

今年度以降におきましては、協議会の活動内容及び集落支援員の事務量に応じて増員する方向で検討を重ねているところであります。地域おこし協力隊につきましては、先ほど町長が答弁されたとおり、地区に限定することなく、増員の方向で検討をしたいと考えております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

ただいま、町長のほうから御答弁頂きました。持続可能な鞍岡地区地域づくりを実現することを目的として、「ぎおんの里づくり協議会」が設立されたと。また、課長のほうからも、協議会の活動内容や集落支援員の事務量に応じて増員する方向で検討を重ねているということの御答弁でありました。大変うれしい答弁だったなど、私は思います。

現在、この鞍岡複合型施設、通称「くらら」といいますが、鞍岡の地区の人々にとっては今や、なくてはならない施設、住民のよりどころとしての施設になっております。

皆さんも御存じのとおり、コロナ感染症が全世界に発病して、もう2年以上が経過をしております。活動が制限される中、協議会役員の皆さんは精いっぱい努力を重ねていらっしゃるようであります。ここで、活動内容を少しだけ、ちょっと御紹介をさせていただきます。

会としては、会長さん、副会長さん、総務部、産業部、福祉部とあってそれぞれ7名ほど役員さんがいらっしゃるようです。

活動内容としては、皆さん御存じかもしれませんが、鞍岡中学校において「よらんね～鞍中」フリーマーケットを実施したりとかですね、グラウンドゴルフ、6月1日のお宮参りのお茶会、年2回ほどの国道沿い、原目地区ですけども、ここの草刈りを、女子会と一緒に実施をされてお

ります。大体30名から40名ほど集まって、国道の環境整備をされておるようであります。それと、子供たちと一緒に、7月の半ば頃にはかかしを作ったり、子供食堂をスタートされたり、生ごみの対応をされたり、十五夜お月さんのだんご作り、高齢者コミュニティー食堂をスタート、おくんち参りの支援と、いろいろ、多種にわたってですね、活動をされておるようです。

その中で、梅干し作りだったり、しめ縄づくり。このしめ縄づくりは私もいつも参加させていただいておるんですけど、昨年は8区のほうと交流をされたようであります。お年寄りが一緒に行かれて、この状況を私見ておりましたら、非常にほほ笑ましいものでした。五ヶ瀬の方言で言うそうですね、「わら、久しぶりの」と。「元気じゃったの」と。「よかった、よかった。今日は来てよかった」というような感じで、笑顔で話されておりました。ここの中にもお二人ほど参加された方がいらっしゃいますが、そういったのが町全体に広がると私はいいのかなと、そのとき思ったものでした。

確認のために再度ちょっと伺いたいんですけども、まあ大体内容は分かったんですけど、事業計画については、協議会の計画に沿った事業計画を展開するというところで、確認ですけども、よろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

次年度計画につきましては、協議会の計画に沿ってというようなことで間違いのないと思います。以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

すいません、ありがとうございます。

次に、（2）の質問に行きたいと思います。

令和4年度からは指定管理施設に移行するとの事務方針ではありますが、その目的と長期的な期待、そして指定管理の内容をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

鞍岡地区複合型交流施設の指定管理の目的等についての御質問であります。地方自治法上での指定管理の意義をお話しさせていただきますと、指定管理制度は、多様化するニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることが目的であるとされております。

鞍岡地区において小さな拠点を形成する上で、協議会が主体となり、地区住民の工夫により施設の運営を行うことは、指定管理の意義に合致するものと考えております。

具体的な目的及び内容につきましては、担当課であります企画課長から再度答弁をさせていただきます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

今回の指定管理における具体的な目的とその内容についてであります。まず目的としましては、先ほど町長も述べられましたが、鞍岡地区に位置する複合型交流施設の性格を鑑みて、地域住民の交流の場並びに諸種の研修、集会の場とする施設の設置目的を効果的・効率的に達成するため、地域の力を活用した施設管理を行うことを目的としております。

長期的な期待に関する部分については、協議会の小さな拠点として確立することにより、持続可能な鞍岡地区の地域づくりに資することであると考えております。

次に、内容についてであります。指定管理の内容ということでは施設の運営、維持管理と清掃になりますが、指定管理者である「ぎおんの里づくり協議会」の活動内容としましては、先ほど議員からもお話がありましたとおり、地域づくりに資するためのコミュニティー食堂とか古着リメイク事業、地域資源活用事業及びエコ社会づくり事業等の協議会計面に沿った事業を展開することとされております。

経費に係る部分についてであります。施設の維持管理に必要な経費は、公費負担と指定管理者負担分を、協議により決定しているところでございます。

施設使用料は、今議会に議案第5号として提出させていただいておりますが、これまでに暫定的に設定させていただいていた使用料を改めて設定し、その使用料は指定管理者の収入とさせていただきます。

清掃及び維持管理に係る人件費分につきましては、指定管理委託料として計上させていただいております。

なお、協議会の運営経費については、別途、補助制度により助成を行っていくことと考えております。

指定管理の目的及び内容については、以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

目的、期待、そして指定管理内容を御説明、答弁頂きました。

私個人的にはですね、もう正直、申し分のない内容ではないかと思えます。まあ協議会の方はどう思われるか分かりませんが、特に委託料やですね、別途、補助制度などをしっかりと考えられた指定管理かなと、感心したところであります。

ただ、しかしながら、だからといって全てを協議会に任せるのではなくて、しっかりと、町と協議会が一体となって、施設運営をしていただきたい、強く要望したいと思います。また、これまで同様に担当職員と密な連携を取っていただいて、手厚い指導とアドバイスをしていただけるとありがたいなと、思っているところであります。

ここで、私なりのちょっと提案ですが、ぎおんの里協議会と地域おこし協力隊が窓口となって、移住定住につながる住宅の案内や空き家紹介などお世話をしてはどうかと、前々から思っていたところであります。この件について御意見等があればお聞かせ願いたいんですが、また、町長も御存じだと思いますが、町が家主から無償でその物件というか空き家を借り受けて、住宅を改修し、第三者に貸し出す方法で、改修費を家賃として回収していく方法、いわゆるサブリースの実現に向けても、そういった外部の方に住宅空き家の窓口になっていただくというのもどうかと。まあ、悪くはないんじゃないかと、個人的に思っているところです。

行く行くは、「行く行く」というか、先ほど6番議員からもちょっと質問があったふるさと納税の件ですが、それもですね、こういう場所でやるといいほうに進むのではないかと、まあちょっと素人考えで思っているところであります。まあ全くゼロではないのかなというふうに思うところであります。

お隣の大和町では、空き家バンクが開設されて約8年、これまでに100件に及ぶ物件が利用されているようであります。驚く数字だなと思いました。また、地域おこしが、地域しごとセンターが開設され、移住定住、企業農業研修などの総合的な窓口として機能しているようであります。その中のスタッフ2名のうち1名が地域おこし協力隊ということですので、今後ますます、その地域おこし協力隊を増員していただいてですね、考えていただければいいのかな。

ちなみに、現在、大和町のほうは、地域おこし協力隊は8名と。今年の4月からは10名か11名になると。私がお聞きしましたら、そういうふうに、そういうお答えでございました。

もし、この件については今ちょっと長々と話しましたのでお答えがないかもしれませんが、もし御意見等がありましたら、町長、何か、よろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

先ほどの空き家等については議員からもありましたとおり、既に空き家バンクを拡充して体制づくりを次年度以降やっていこうという計画であります。先ほど紹介ありましたとおり大和町の取組については、やはりしっかり参考にさせていただいて、うちで利活用できる分等については、しっかり見習っていく必要があるのかなと、思っているところです。

先ほど佐藤成志議員からもありました、ふるさと納税についても、一定の80億を寄附頂いている都農町等は、50名を超す地域おこし協力隊という形ですね。これは、国が支援するから、

まあいろんな取り方があるんですけど、交付税措置ができればいいじゃないというような、そういう感覚で雇用されている部分もあるかと思うんですが、いろんな自治体での取組がありますので、それぞれにやはり理論また実態的にその見習うべきところはしっかり見習いながら、やっ
ていくべきかなと思っております。

ただ、空き家については、先ほど申したとおり、新たな体制で空き家バンクの利活用を図って
いくということで考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

すみません、急にですね、答弁を求めて、申し訳なく思います。

それでは、もう最後の関連質問に行きたいと思います。

三ヶ所地区においては、現在、集落支援員、地域おこし協力隊ともいない状況であるが今後の
考えをお伺いしたいということですが、私の勘違いでありまして、地域おこし協力隊は観光協
会のほうにいらっしゃるといことでありました。御答弁をよろしく願います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

三ヶ所地区においての集落支援員及び地域おこし協力隊の配置に関する御質問ですが、先ほど
渡邊孝議員からもありましたが、実際のところ、三ヶ所地区としては捉えておりませんが、地域
おこし協力隊は観光協会に配置している状況にあります。

冒頭に述べさせていただいたとおり、町全体の方向性としては、地域自主組織の設立に向けた
準備状況に応じて集落支援員を配置し、地域おこし協力隊は、一部の地域に限定することなく、
町全体の地域づくりの課題解決に向けた配置を行っていきたいと考えております。

ただ、基本的には、企画課長も申しましたが、必要に応じて当然、増員をしていくという基本
的な考えで、地域おこし協力隊、それから地域支援員をですね、しっかりその場で、活動頂きな
がら、まちづくりができたかなんと思っています。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

私の考えとしては、やはり、集落支援員の方、地域おこし協力隊の方がやっぱり近くにいると
いないではですね、もうこれ私の実感ですけども、非常にやっぱり、心強いといえますか、違う
なと思っています。地域の活性化や発展の上でも、かなり違いがあるんじゃないかなと思
っているところです。

今後ますます地域の住民の皆さんと十分な協議をしていただいて、その地域地域のニーズがあると思いますので、そのニーズをしっかりと把握をしていただいてですね、前向きに、この増員を考えていただければうれしいかなと思います。

もう個人的な考えですけど、例えば一区のほうだと、町の施設だと「荒踊の館」とかあの辺があると思うんですが、まあ若干ちょっと上のほうに上らんといかんですけども、ああいったところで待機していただいている、いろんなケアをですね。一番は、やっぱり、この支援員さんというのはやっぱり高齢者のそのケア、よりどころかなと思いますので、もうぜひですね、前向きに考えていただければうれしいかなと思っています。

それでは、私の本日の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（甲斐 政國君） これで、渡邊孝議員の一般質問を終了します。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は3月7日、午後1時10分から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○議会事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後1時48分散会

3 目 目

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第7号
令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 2. 議案第8号
令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 3. 議案第9号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 4. 議案第10号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第 5. 議案第11号
令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 6. 議案第12号
令和4年度五ヶ瀬町一般会計予算について
- 日程第 7. 議案第13号
令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 8. 議案第14号
令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 9. 議案第15号
令和4年五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第10. 議案第16号
令和4年五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
- 日程第11. 議案第17号
令和4年五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計について
- 日程第12. 議案第18号
令和4年五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について
- 日程第13. 発議第1号
予算審査特別委員会の設置について

○ 出席議員（8名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（1名）

8 番 秋本 良一 議員

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
会 計 室 長	垣内 広好	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病 院 事 務 長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書 記	那須 香織
--------	-------	-----	-------

午後 1 時 09 分開議

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は 8 名です。8 番、秋本良一議員から、会議規則第 2 条第 1 項に基づき、欠席届が提出されました。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1. 議案第 7 号

日程第 2. 議案第 8 号

日程第 3. 議案第 9 号

日程第 4. 議案第 10 号

日程第 5. 議案第 11 号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第 1、議案第 7 号令和 3 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 6 号）についてから、日程第 5、議案第 11 号令和 3 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてまでの 5 件は、これを一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 1、議案第 7 号から日程第 5、議案第 11 号までの 5 件は、これを一括議題とします。

本 5 件については、去る 3 月 2 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。

質疑をされる場合は、議案名、ページ等を示して発言してください。

質疑がありましたらどうぞ。1 番、甲斐義則議員。

○議員（1 番 甲斐 義則君） 1 番、甲斐義則です。議案第 7 号、一般会計補正予算の 16 ページであります。総務費の総合交通対策事業費の修繕料の 89 万 2,000 円、この金額というのはどういった金額でしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。甲斐議員の御質問にお答えいたします。

修繕料については、コミュニティバスのエンジンを載せ替えたということで、ちょっと前振りを見せていただいております。その分の補正であります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、甲斐義則議員。

○議員（1 番 甲斐 義則君） 1 番、甲斐義則です。修理が終わっている状況であるんですか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。甲斐議員の御質問にお答えいたします。

そのほか車検とかの分がありましたので、そっちの分、前振りをしておりまして、結果的には車検とか予備分が不足しているという状況であります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 分かりました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。3年度一般会計補正予算の通知をしますね。

22ページにあります商工費、負担金補助及び交付金の中で、売上規模別協力金2,282万7,000円あります。これについては、指定管理者への雇用対策給付金も含まれたものでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

売上規模別協力金につきましては、飲食店の時短要請に伴う部分で、23件分の1月25日から3月6日分、合計41日分の協力金であります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 雇用対策支援給付金については、別個に上げてるということですね。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

この分は時短要請に伴うもので、雇用対策の給付金と違ってというのは、県が直接事業者に対して交付するものであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありますか。5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。同じページであります、そのページの下の方になりますが、土木費道路新設改良費、委託料の下の記事請負費1,807万3,000円ですが、これの工事の内容と、今3月ですので、今から補正で上げられたときの工事の完了は、3月いっぱいまでできるのかなと思いましたので、御質問させていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。渡邊孝議員からの御質問にお答えします。

この金額につきましては、国からの追加内示額に合わせて、路線も結構あるんですけど、この中に社会資本整備総合交付金事業と、また、道路メンテナンス事業と、地方創生道整備交付金という3つの事業がございます。全部で社会資本整備総合交付金事業が9路線、道路メンテナンスが、これ橋になるんですけど、3橋と、地方創生道整備交付金が5路線になります。これがもう年度末ですから、ずっと不用額とか事業調整した分と、それと国の追加内示額に合わせたもので増額になっております。

渡邊議員がおっしゃられたとおり、今からこれになっても年度末には完成になりませんので、当然、繰越しがあるということで考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 分かりました。工事自体はまあ、いけばたくさんあるっていうことですよ。工期も来年度、4年度のほうに持ち越すということによろしいですか。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 渡邊孝議員からの御質問にお答えします。

当然、終わってる部分もあるんですけど、幾つかというふうにやっていますので、よろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） すみません、分かりました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一でございます。予算書の21ページになります。林業総務費、上から1番目になりますけど、有害鳥獣対策事業補償金、これマイナスの138万8,000円ですか、となっておられますけど、これはどういったことでマイナスになっておるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。綾議員の御質問にお答えいたします。

これは有害鳥獣対策事業の補償金ということで当初計上してたんですが、賠償金のほうで支払いをしたものですから、下の賠償金のほうに組替えをしたということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 賠償金のほうで分配されたということですか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。綾議員の御質問にお答えします。

はい、賠償金ということで返還をしたということでもあります。

○議員（7番 綾 健一君） ああ、返還ですね。分かりました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中です。一般補正予算の25ページです。工事請負金内訳としまして、トイレ洋式化工事、これは小学校費ですけど、次の26ページの中学校費、それとあと29ページの保健体育費へのこの3項目に、3つに当てはまるわけなんですけれども、トイレ洋式化工事が減額になっているのは、この理由としては工事が進まなかったということでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

これはもう既に工事等終わっておりまして、入札がちょっとということで、その分を不用額として落としております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中です。分かりました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本5件について討論を行います。

討論される場合は、議案名、ページ等を示して発言してください。

討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。議案第7号令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第12号

日程第7. 議案第13号

日程第8. 議案第14号

日程第9. 議案第15号

日程第10. 議案第16号

日程第11. 議案第17号

日程第12. 議案第18号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第6、議案第12号令和4年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから、日程第12、議案第18号令和4年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第12号から日程第12、議案第18号までの7件は、これを一括議題とします。

本7件については、去る3月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。

質疑をされる場合は、議案名、ページ等を示して、発言してください。

質疑がありましたらどうぞ。1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 1番、甲斐義則です。議案第12号一般会計予算の43ページであります。総務費の総合交通対策事業費、バス運行委託料が、令和3年度では2,656万

8,000円が、令和4年度2,235万1,000円と大幅な減額になっておるんですが、このことについて説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。甲斐議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度の予算については、鞍岡線の一部がスクールバスとの相乗りになっておりまして、その分が二重計上になっておりました。年度途中で補正をして約400万ほど減額しておるんですが、その金額で今回は計上しているというようなことです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 要は、補正で減額にはしてあるということですね。

重ねて質問ですが、じゃあ多分今の教育費92ページ、スクールバス管理費でこの1,500万円が増額になったということでもいいんですかね。前年度が、令和3年度が946万8,000円が、令和4年度では1,505万9,000円になっているんですが、その説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 教育次長です。ただいまの甲斐議員の御質問にお答えいたします。

先ほど企画課長がお答えしたように、1台——令和3年度ではスクールバスは3台からちょっと1台——4台に鞍岡線の分で増えとる。その分で今年度、令和3年度の補正を組んで増額したわけなんです。で、来年度、引き続き4台分ということで、この額で計上をさせていただいたところなんです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） また委員会のほうに、詳しく説明を聞きたいと思います。終わります。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。同じく12号議案の中の43ページ、ちょっと皆さんに送ります。これは宮崎交通に支払われるバスの負担金補助及び交付金419万という金額なんです。去年からするとだいぶ上がってるんですが、そのことについてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

今年度は、前年度の実績ベースで上げさせていただいております。コロナの影響等でバスも赤

字部分が大きいというようなことで、昨年、今年と増額傾向にあります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原将太郎です。分かりました、ありがとうございます。

同じ科目といいますか、総合交通対策事業費というのがあるんですけども、こちらは去年と今年、今年度を比べると非常に内容が変わってるといいますか、細かくなっているといいますか、要するに、そちらもちょっと御説明もお願いしたいなと思います。

ちょっとこれは、去年のと言ってても総合交通対策事業費という科目のところですが、科目といいますか、ページで言いますと、今年はですので、43ページのところになりますけども、よろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 小笠原議員の御質問に対して、反問権を行使してよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） はい、どうぞ。企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。相対的に増えているという御質問でよろしいでしょうか。項目が増えているという御質問で。

○議員（2番 小笠原将太郎君） はい、項目と相対的に増えているということで。

○企画課長（北島隆二君） 相対的には、バスの購入費が入っている部分かと思われます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原です。了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中です。一般会計予算の80ページの第三セクター運営資金補助金3,650万円とありますが、これちょっと詳しく聞かせていただきたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。田中春男議員の御質問にお答えいたします。

第三セクター運営資金補助金につきましては、昨年までの指定管理者委託料を補助金方式に変えたものであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中です。歳入のページ、27ページ。商工債費4,460万ってありますけど、これを充当されるのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。田中春男議員の御質問にお答えいたします。

新しく過疎法が制定されまして、持続可能な過疎法みたいなことになっておりまして、新たにそういう部分についても、過疎法を充当できるようになっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） はい、分かりました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一でございます。41ページになりますが、地域振興費の中で委託料とございます。その中で地域活性化拠点エリア整備構想策定業務委託料とございますが、これ1,050万1,000円。このことについて御説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。綾議員の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、昨年の委員会の中でも御説明を申し上げておりますが、将来、九州中央自動車道の延伸に伴いまして、それを見越してインター周辺を整備するための構想をするということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一でございます。先ほど申されましたように、説明はございましたが、改めてもう一度聞き直したところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。同じページですが、ちょっと待ってくださいね、もう見られているからちょっと流しませんけども、そここのところの、今、綾議員が言われて、ちょっと質問が集中して大変、企画課長申し訳ないんですけども、昨年ちょっと私、質問をしたかと思うんですけど、世界農業遺産活用事業委託料として500万上がっておりますが、昨年これ質問をしたときに、西日本新聞社との連携協定ということで、その期待を町長にお伺いをしたと思うところであります。昨年の金額よりも120万ほどちょっと少ないなと思ったところですが、その理由と、また今後補正でどれぐらいまでされるかということをお伺いしたいと思っております。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

世界農業遺産活用事業委託料ですが、令和3年度では総計的に800万これの委託料になっております。中身を見つつ、進捗を見ながら500万の計上でさせていただいているところです。今後の見通しについては、今のところ分かっておりません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 分かりました。その委託の中身がどんなもんかっていうのが、なかなか私も把握がしづらいところがあるんですけども、しっかりと世界農業遺産、また、昨年のたしか町長の答弁の中には、町の観光とかPR活動といったことということでお伺いしたと思うんですが、そういったことの検証といたしますか、どれぐらいそういったことが町に対してプラスになってるかというのを、しっかりと検証をされているのかということ、ちょっと1点だけお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

当然、検証は行っております。今年度については、ジビエとかスキー場のPRだとか、いろんなPRのための素材集めとか展開されていまして、今から報告書が上がってまいります。その折には、また議員さんに御報告したいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） また詳しい内容は、予算委員会の中でお伺いをしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。同じく12号議案の中で、これはページは多岐にわたるんですけども、複写機貸借料っていうのが総務課や農林課、ページ数が主なところで言いますと、36ページになります。36、49、80っていうところが大きな数字が上がっているんですけども、パフォーマンス料金ということで300万円、まあ全体をトータルすると400万円近い金額が1枚当たりのパフォーマンス料金ということで上がっていると思います。それとは別に、リース料金っていうのが上がっております。これは一活で購入して、その値段の決定をしているのか。それとも各総務課、農林課や教育委員会等でそれぞれが使用しているところで契約をしての単価なのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。複写機リースについては、庁舎内で複合機等一括で見積りを取らせていただいて、業者を選定して決定しております。おのおのパフォーマンス料とかリース料とかにつきましては、その所管の費目で計上しているというようなことであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） ありがとうございます。

こちらに上がってきている数字で、すごく切りがいい数字が上がってきておるので、1枚当たりの何円とか何十円とかいう金額での計算になると思うんですけども、なぜかこう歯切れのいい数字になっているところがありますので、その辺はまた予算委員会といいますか、それぞれのところでお伺いしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田保義です。私は質疑というよりも要望として聞いていただきたいと思います。

こういった資料を作られるのは大変、大変だろうと思います。ちなみに、30ページ辺りめぐっていただけますか。総務費、総務管理費、その下に一般管理費3億1,500万、それから前年度予算が3億何がし、比較で1,200万。その横に財源内訳、国庫支出金、そのほか一般財源、まあこれが分かれば一番いいんです。

これで横に内訳書いてありますけど、内訳が、例えば会計年度任用職員報酬81万5,000円。これは今年度ですけど、もし差し支えなかったら、これに前年度分との比較対象という数字を上げていただくことはできないかどうか。そういった表に変えていただくことができないうか。前年度予算書をめくれば分かるんですけど、こういうふうに上がってるとめくらずに済むんですよ。で、こういった情報は、これを見られる人たちにも共有できると思うんですが、とか提案です。

それと同じく40ページですけど、備品購入費でバス購入1,200万何がしで計上されてますけど、これは多分新規事業だと思いますけど、こういった新規事業の事業前に◎とかいうの書いていただくことはできませんでしょうか。そうすると新規事業だって分かりますし、非常に見やすいと思うんですけど。

これは質問というか、要望ですね。

○議長（甲斐 政國君） 太田議員、ここでは恐らく、そういうことに対する答えはできないというふうに思いますので、予算審査がございまして、その中でしっかりと聞いていただければというふうに思います。

○議員（4番 太田 保義君） はい、分かりました。よろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 一般会計の86ページにあります住宅管理費という項目14のところ、工事請負で1,000万。住宅建設工事請負費というのがありますが、町営住宅の新設を考えているのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。住宅建設工事請負費1,000万につきましては、今のところ銀世界六号棟跡地の一般住宅建設を考えております。

以上です。

○議員（6番 佐藤 成志君） 分かりました。

○議長（甲斐 政國君） よろしいですか。ほかにありませんか。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） お聞きいたします。同じく、71ページになります。工事請負費の中に、下のほうの14項目のところですか。県単の営農飲雑用水道施設工事ということで、4,000万上がっております。要望が何か所も上がっておりますから、今回のこの4,000万については、そのうちの何か所かが工事に入ることでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えします。

ここに書いてあります県単の営農飲雑用水施設整備工事といますのは、来年度やるのは2地区でございます。正式な事業名で言いますと、魅力あるふるさと環境づくり事業ということで、桑野内の栗ノ谷地区の分が1,002万円と、あと内の口地区の営農飲雑用水施設が3,002万円の事業費を予定しております。

以上です。

○議員（6番 佐藤 成志君） はい、分かりました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一です。一般会計の53になりますが、社会福祉総務費の中で、下のほうに相談支援事業委託料というのが423万7,000円上がっておりますが、この相談料の委託ということですが、どういった相談にお使いになられるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。綾議員の御質問にお答えいたします。

相談支援事業委託料は、社会福祉協議会のほうに業務を委託しておりまして、そこに相談支援員というのがおりまして、在宅の障害者に対する支援のプランを立てる業務を行っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。39ページになります。これも委託

費なんですけども、電算システム及び機器保守委託料2,437万何がしてございますけども、こちらについては、昨今、国会のほうでも同一業者が連続して受注していくっていうのは、独占禁止法に違反するのではないかというようなことが問われておりますが、こちらの業者は、こちらのシステムが入ってから、同じ、同一の業者が委託を受けているのでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

電算システム及び機器保守委託料ですが、五ヶ瀬町に電算システムが一番最初に入ったときには違う業者が入っておったんですが、その後1回、新しい業者に変わりました、それからそのまま継続している状況です。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 了解いたしました。委員会のほうで詳細についてはお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

日程第13. 発議第1号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第13、発議第1号予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第12号から議案第18号までの7件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本7件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、委員の選任を行います。

お諮りします。委員の選任については、委員会条例第7条の規定によってお手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。

正副委員長についても、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、委員はお手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定しました。

正副委員長については、委員長に田中春男議員、副委員長に渡邊孝議員の兩名を指名いたします。これに御異義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、委員長に田中春男議員、副委員長に渡邊孝議員の兩名に決定しました。

予算審査特別委員会の設置期間については、第1回定例会が閉会するまでとします。

予算審査特別委員会の委員長は、3月18日の本会議において審査の結果を報告願います。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は、3月18日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。

どうも御苦労さまでした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後1時49分散会

4 目 目

令和4年第1回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(最終日)

令和4年3月18日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 議案第 1 号
五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3. 議案第 2 号
五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4. 議案第 3 号
五ヶ瀬町長等の給与に関する条例及び五ヶ瀬町教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5. 議案第 4 号
五ヶ瀬町職員の給与に関する条例及び五ヶ瀬町一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6. 議案第 5 号
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 7. 議案第 6 号
五ヶ瀬町共生型福祉施設の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 8. 議案第 1 2 号
令和4年度五ヶ瀬町一般会計予算について
- 日程第 9. 議案第 1 3 号
令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 1 0. 議案第 1 4 号
令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 1 1. 議案第 1 5 号
令和4年五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 1 2. 議案第 1 6 号
令和4年五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 3. 議案第 1 7 号
令和4年五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計について
- 日程第 1 4. 議案第 1 8 号
令和4年五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について
- 日程第 1 5. 議案第 1 9 号
鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 6. 議案第 2 0 号
町道の認定及び廃止について
- 日程第 1 7. 発議第 2 号
ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議
- 日程第 1 8. 発議第 3 号
議員派遣について
- 日程第 1 9. 委員会の閉会中の継続調査について

○ 出席議員（8名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（1名）

8 番 秋本 良一 議員

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
会 計 室 長	垣内 広好	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病 院 事 務 長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書 記	那須 香織
--------	-------	-----	-------

午前10時00分開議

○事務局長（後藤 重喜君）

○議長（甲斐 政國君） ただいまから、本日の会議を開きます。御起立ください。一同、礼。御着席ください。

本日の出席議員は8名です。

8番、秋本良一議員から、会議規則第2条第1項に基づき、欠席届が提出されました。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員、8番、秋本良一議員から欠席届が提出されましたので、1番、甲斐義則議員を追加指名します。

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第2、議案第1号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第7、議案第6号五ヶ瀬町共生型福祉施設の設置に関する条例の一部改正についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第1号から日程第7、議案第6号までの6件は、これを一括議題とします。

本6件については、去る3月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名、ページ等を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本6件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名、ページ等を示して

発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第1号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号五ヶ瀬町長等の給与に関する条例及び五ヶ瀬町教育長の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例及び五ヶ瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号五ヶ瀬町共生型福祉施設の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第12号

日程第9. 議案第12号

日程第10. 議案第12号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第12号

日程第12. 議案第12号

日程第12. 議案第12号

○議長（甲斐 政國君）

次に、お諮りします。日程第8、議案第12号令和4年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから日程第14、議案第18号令和4年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第12号から日程第14、議案第18号までの7件は、これを一括議題とします。

本7件については、去る3月7日、予算審査特別委員会に付託し、審査を行っておりますので、審査の結果について、委員長からの報告を求めます。

予算審査特別委員会田中春男委員長に御登壇願います。

○予算審査特別委員長（田中 春男君） 予算審査特別委員会委員長の田中春男です。

五ヶ瀬町議会会議規則第41条の規定により報告いたします。

3月7日の本会議において、本特別委員会に付託されました議案第12号令和4年度五ヶ瀬町一般会計予算についてから議案第18号五ヶ瀬町奨学金特別会計予算についてまでの7件について、審査が終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

本議案を審査するに当たっては、3月7日から11日までの5日間、担当課ごとに審査を行い、15日に委員会採決・付帯意見の集約を行いました。

採決の結果、議案第12号から議案第18号の7件について、全員賛成で、意見を付して原案のとおり可決すべきである、と決定しました。

以下、審査意見を述べ、委員長報告といたします。

総務課所管事業について。

町財政の健全運営については、新庁舎建設等により町債が大きく増加した。起債残高と基金残高

のバランスを勘案した計画的な起債により、町民への負担を強いることのないよう望む。また、町有地、町有林の管理・活用では、売却を含めた検討を望む。

民間活力による住宅供給事業について、民間へのアピールを行い事業の促進を図られたい。合わせて、移住・定住を促進するための町営住宅建設を望む。

地域住民の生命を守るため、救急搬送業務のスピードアップを図る必要がある。広域消防本部分署の設置に向け、西臼杵広域消防事務組合と協議を開始されることを望む。

機能別消防団と現消防団との連携により、組織の充実・強化を図られたい。

旧庁舎解体後に設置される駐車場及び多目的広場等については、町民の利用しやすさを優先し検討されることを望む。

企画課所管事業について。

第三セクター（株）五ヶ瀬ハイランド及び（株）五ヶ瀬ワイナリーの経営の健全化を図り、町民への負担軽減を図られたい。また、スキー場については、グリーンシーズン活用等の検討をお願いしたい。

コミュニティバスGラインは、小型バスによる道路の狭い小さな集落までの乗り入れを検討されたい。また、デマンド型交通については、今後実施される導入可能性調査を踏まえ導入に向けた検討をお願いしたい。

空き家の活用について、移住・定住者を増やすためにもサブリース方式を含めた検討を望む。

西日本新聞社へ委託している世界農業遺産事業について、事業の進捗状況をしっかりと注視し効果についての検証をされたい。

町民課所管事業について。

町税等の滞納額は少しずつではあるが減少している。町民の公平性を保つためにも滞納の発生を抑えつつ、過年度分の徴収率の向上を図られたい。

西臼杵広域行政事務組合分担金の負担割合並びにごみ等の収集袋の形状寸法、単価の見直しについて、西臼杵広域行政事務組合との協議を進めていただきたい。

福祉課所管事業について。

各種の検診・予防接種等は、町民の健康を守るために必要なものである。周知を図り、受診率・接種率の向上を図られたい。

社会福祉協議会運営費補助金、共生型福祉施設運営費補助金においては、町にとっては重要な予算であり、補正増額することのないよう、当初予算において予算計上すること。

敬老会助成金について、各公民館の負担を鑑み、補助額の増額を検討いただきたい。

介護給付費準備基金については、保険料を増額することのないような適正な活用をお願いしたい。

農林課所管事業について。

鳥獣被害防止事業関連で2,500万円程度の予算が組まれている。防護により農作物被害は減少しつつあるが、引き続き防護と捕獲に対する事業継続を望む。

畜産事業について、母牛頭数の維持・確保につながるよう、補助金の交付対象に西臼杵郡共進会出場以外の牛を含むよう望む。

建設課所管事業について。

町道の草刈り等の維持管理は、高齢化・戸数減少で困難な地域が年々増加しており、町の助成が必要になってきている。道路維持費のさらなる充実を図りたい。

町道の改良については、様々な要望があると思われるが、要望が長期にわたるものも見受けられることから、早期の対応をお願いしたい。

水道の未整備地区について補助事業を活用し整備を進めていただきたい。

会計室について。

基金については、万全を期した上で有効な運用を進めてもらいたい。

議会事務局について。

議会用タブレットは、平成30年11月1日から導入されたが、データ処理速度の低下や電池の消耗が激しく、機器の更新をお願いしたい。

教育委員会所管事業について。

令和4年度で五ヶ瀬町史続編の編さんが終了する。町民に広く活用されることを望む。

教職員住宅の老朽化が進んでいるため、整備を急ぐ必要がある。建て替えについても検討を進め、教職員の生活の安定を図ることを望む。

通学路にある倒壊等のおそれがある危険な建物を調査し、子供の生命を守る安全対策をお願いする。

国民健康保険病院について。

老朽化に伴う不具合が発生しないよう、施設の設備・備品について計画的な更新を望む。

また、待合室については、患者が利用しやすい椅子の設置など、快適な空間づくりに努めていただきたい。

最後に、町財政の大変厳しい中ではありますが、慎重な上にも適切に予算執行に努めていただきますようお願いいたします。

以上、予算審査特別委員会報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） これで予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告の質疑については、全議員が委員となっておりますので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長報告に対する質疑につきましても、省略することに決定しました。

これから、本7件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名、ページ等を示して発言して下さい。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第12号令和4年度五ヶ瀬町一般会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、源案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算については、源案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

た。

次に、議案第17号令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和4年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算については、原案のとおり賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第19号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第15、議案第19号鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件については、去る3月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第19号鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第20号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第16、議案第20号町道の認定及び廃止についてを議題とします。

本件につきましては、去る3月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。議案第20号町道の認定及び廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第21号

○議長（甲斐 政國君）

次に、日程第17、発議第2号ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議についてを議題とします。

本件について、提出者、議会運営委員会、佐藤成志委員長に提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（佐藤 成志君） 議会運営委員長の佐藤成志です。

発議第2号ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について提案理由を説明します。決議文を朗読することで、説明に代えさせていただきます。

発議第2号「ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議」。

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

よって、五ヶ瀬町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について、万全を尽くされるよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月18日

五ヶ瀬町議会。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） ただ今、提案理由の説明が終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

発議第2号ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第22号

○議長（甲斐 政國君）

次に、日程第18、発議第3号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。発議第3号議員派遣につきましては、会議規則第122条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第19. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（甲斐 政國君）

次に、日程第19、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、議会広報編集委員長、各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（甲斐 政國君） これで、本定例会に付された議事の全部を終了しました。

会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る3月2日の開会以降、17日間にわたり、熱心に御審議を頂き、誠にありがとうございました。

町長をはじめ、町当局の皆様には、会期の間、常に真摯な態度を持って、審議に御協力を頂き、ありがとうございました。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。本定例会終了に当たりまして執行部を代表し、一言、御挨拶を申し述べさせていただきます。

まずは、本定例会に御提案申し上げました全ての案件につきまして御承認を賜り、ありがとうございました。

特に令和4年度の新年度予算につきましては厳しい本町の財政上に加え、2年間も続いています新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ町内経済活動の下支えとポストコロナを見据えた本町の持続可能な社会活動に必要な予算を織り込ませていただきました。特に議員の皆さんから委員会等で御指摘いただきました御意見や御要望につきましては、我々執行部は重く受け止め、今後の町政運営に生かしてまいります。

ただ、新年度におきましては、町長選挙を迎えますことから年度途中での政策的な予算の肉づけも今後出てくるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

一方、議会冒頭の行政報告でも御紹介させていただきましたが、去る3月6日、九州中央自動車道、五ヶ瀬高千穂道路の着工式が総合公園Gパーク内のGドームで開催され、国土交通省や宮崎県沿線自治体など関係者の参加の下、これからの大きな工事の安全をみんなで願うとともに、お祝いをしたところであります。

私自身一町民として着工式が五ヶ瀬町で開催されたことに本当に誇らしく思い、感激するとともに全線開通に向けてのさらなる取組を胸に誓ったところであります。

そのほか、昨日の新聞報道でもありましたとおり、国道503号飯干バイパスについても、先日の宮崎県の公共事業評価委員会で承認され、国の令和4年度新規採択事業として事業化される見込みとなったようでございます。我々はこれらの事業推進に向けさらなる努力をしなければと誓いを新たにしているところであります。

一方、3月16日夜遅く、宮城県と福島県で震度6強の揺れを観測したマグニチュード7.4の大きな地震が発生しました。今後1週間程度は、同程度の地震の警戒が必要とのことです。被災されました方へのお見舞いと、一日も早い復興を祈るところであります。

次に、今議会が今年度の最後の議会となりますことから、3月をもって退任をします管理職の職員を紹介いたします。

児玉憲彦対策官が、今月いっぱい2年間の宮城県と五ヶ瀬町との人事交流事業期間を終了し、来月から宮城県に帰庁されます。後ほど議会終了後に本人からも御挨拶の機会を頂いているようでございますが、児玉対策官の町行政運営の御尽力に町長としてこの場をかりて感謝とお礼を申し上げますとともに、帰庁後も宮県県のリーダーとして御活躍されることを願っております。

また、私自身も来る5月28日をもって、2期目の4年間の任期満了を迎えます。議員各位には、この間大変お世話になり、感謝とお礼を申し上げます。

昨年の6月の一般質問でも表明させていただきましたとおり、これまでの貴重な経験を生かし、3期目を目指し再度町政運営挑戦させていただく考えですので、御理解をお願いいたします。

さて、令和3年度も残り2週間となりました。今年度も、コロナ禍の中での厳しい環境でありましたが、甲斐政國議長をはじめ、議員の皆様町の町行政への御理解の上で同じ目標に向かったまちづくりを進めることができました。引き続き、新年度に向けましても、私どもの行政運営に特段の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、何かと慌ただしい年度末を迎えます。議員の皆様方にはくれぐれもお体に御自愛の上、それぞれの地域でそしてまたそれぞれの立場で御活躍されることを御祈念申し上げ、定例会終了に当たって執行部を代表しての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） 町長には、丁重な御挨拶を賜り、ありがとうございました。議員各位から述べられました意見なり、要望事項等につきましては、特に御配慮いただき、執行の上に十分反映されますよう、お願い申し上げます。

これをもちまして、令和4年度第1回五ヶ瀬町議会定例会を閉会します。どうも、御苦労さまでした。

午前10時32分閉会

○ 令和4年第1回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第 1号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(専決第2号))	令和 4年 3月 2日	承認
議案第 1号	五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	令和 4年 3月18日	原案可決
議案第 2号	五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	令和 4年 3月18日	原案可決
議案第 3号	五ヶ瀬町長等の給与に関する条例及び五ヶ瀬町教育長の給与に関する条例の一部改正について	令和 4年 3月18日	原案可決
議案第 4号	五ヶ瀬町職員の給与に関する条例及び五ヶ瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	令和 4年 3月18日	原案可決
議案第 5号	五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	令和 4年 3月18日	原案可決
議案第 6号	五ヶ瀬町共生型福祉施設の設置に関する条例の一部改正について	令和 4年 3月18日	原案可決
議案第 7号	令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(第6号)について	令和 4年 3月 7日	原案可決
議案第 8号	令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	令和 4年 3月 7日	原案可決
議案第 9号	令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	令和 4年 3月 7日	原案可決
議案第10号	令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)について	令和 4年 3月 7日	原案可決
議案第11号	令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	令和 4年 3月 7日	原案可決
議案第12号	令和4年度五ヶ瀬町一般会計予算について	令和 4年 3月18日	原案可決
議案第13号	令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算について	令和 4年 3月18日	原案可決
議案第14号	令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計予算について	令和 4年 3月18日	原案可決
議案第15号	令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計予算について	令和 4年 3月18日	原案可決
議案第16号	令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計予算について	令和 4年 3月18日	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第17号	令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計予算について	令和4年 3月18日	原案可決
議案第18号	令和4年度五ヶ瀬町奨学金特別会計予算について	令和4年 3月18日	原案可決
議案第19号	鞍岡地区複合型交流施設の指定管理者の指定について	令和4年 3月18日	原案可決
議案第20号	町道の認定及び廃止について	令和4年 3月18日	原案可決
発議第2号	ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議	令和4年 3月18日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

署名議員